

長瀬町障がい者計画・
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
(案)

令和5年12月

長 瀬 町

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	3
第2節 関連する法律の整備等.....	4
第3節 計画の位置づけ.....	7
第4節 計画の対象.....	8
第5節 計画の期間.....	8
第6節 計画の策定体制.....	9
第2章 長瀬町の現状.....	11
第1節 手帳所持者等の状況.....	13
第2節 アンケート調査結果からみる現状.....	20
第3節 ヒアリング調査結果からみる現状.....	34
第3章 計画の基本的な考え方.....	37
第1節 計画の基本理念.....	39
第2節 計画の基本的視点.....	40
第3節 基本目標.....	41
第4節 施策体系.....	42
第4章 具体的施策.....	43
基本目標1 ふれあいと理解とコミュニケーションの推進.....	45
基本目標2 健康で生き生きとした暮らしの推進.....	49
基本目標3 自立した生活を支援するサービスの充実.....	53
基本目標4 一人ひとりにふさわしい教育環境の推進.....	56
基本目標5 生きがいを持った暮らしの推進.....	59
基本目標6 安全に安心して暮らすことのできるまちの推進.....	61
基本目標7 心豊かに充実した暮らしの推進.....	65
第5章 数値目標及び見込量.....	67
第1節 数値目標.....	69
第2節 障害福祉サービスの事業体系.....	75
第3節 障害福祉サービスの見込量.....	76
第4節 地域生活支援事業の見込量.....	87
第5節 サービス見込量確保のための方策.....	93
第6章 計画の推進.....	95
第1節 計画の推進体制.....	97
第2節 計画の進行管理と評価.....	98

【表記の方法について】

◆本計画中で用いる「障害」の表記については、法令及び制度、固有名詞等を除き、「障がい」を用いています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本町では、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会を実現するために、令和3年3月に「長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、長瀬町の障がい者施策を総合的に推進してきました。

秩父広域においては、地域づくりと共生を目指し、令和2年8月1日に1市4町で多機能型福祉新施設「にじいろテラス」を立ち上げました。令和3年1月には、秩父市内に基幹相談支援センターを1か所設置しました。また、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場等）を有する地域生活支援拠点等について、秩父広域では、令和6年度より、面的整備型による地域生活支援拠点等の運用を開始します。

この間、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」の改正、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）の制定等の動きがありました。

国では、こうした動向等を踏まえながら、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）を策定しました。

「障害者基本計画（第5次）」では、共生社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。

県では、共生社会の実現を目指し、障がい者を取り巻く環境が変化する中で、新たな課題やニーズを踏まえながら実効性のある障がい者施策を推進するため、令和3年3月に「第6期埼玉県障害者支援計画」を策定しました。計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、第5期計画から続く継続的な課題に取り組むとともに、障がい者の文化芸術活動の振興や感染症対策の充実など、新たな法律や社会の変化も踏まえた取組を進めています。

こうした中、障がい者の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題など、障がい者を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められており、町が担う役割は重要なものとなっています。

そのため、本町では、国及び県の動向、社会情勢の変化、障がい者のニーズ等を踏まえ、さらなる障がい者施策の推進に向けて計画を策定します。

第2節 関連する法律の整備等

「長瀬町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」が策定された令和3年3月以降、障がい者施策に関して以下のような動きがありました。

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（障害者差別解消法）

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することが規定されました。

2 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）

令和3年6月に、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、医療的ケア児支援法が公布・施行されました。

3 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）

令和4年5月に、障がい者による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行されました。

4 児童福祉法の改正

令和4年6月に児童福祉法が改正され、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充などが規定されました。

5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正（障害者総合支援法）

令和4年12月に障害者総合支援法が改正され、障がいのある人等の希望する生活を実現するため、障がいのある人等の地域生活や就労の支援の強化などが規定されました。

6 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（障害者雇用促進法）

令和4年12月に障害者雇用促進法が改正され、事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、障がい者雇用の質の向上などが規定されました。

7 難病の患者に対する医療等に関する法律の改正（難病法）

令和4年12月に難病法が改正され、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることが規定されました。

8 障害者基本計画(第5次)

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和5年3月に障害者基本計画（第5次）が策定されました。

■障害者基本計画(第5次)の概要

<基本理念>

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

<基本原則>

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

<各分野に共通する横断的視点>

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

<計画期間>

- 令和5年度から令和9年度までの5年間

9 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」は、障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針であり、都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することとなっています。

■障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の概要 (令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号による改正後)

<基本的理念>

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

<障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方>

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

<相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方>

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の活性化

<障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方>

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

<計画期間>

○令和6年度から令和8年度までの3年間

第3節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条20第1項に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

1 障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画で、障がいのある人の生活全般に係る施策の方向性を定める役割を担います。

2 障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

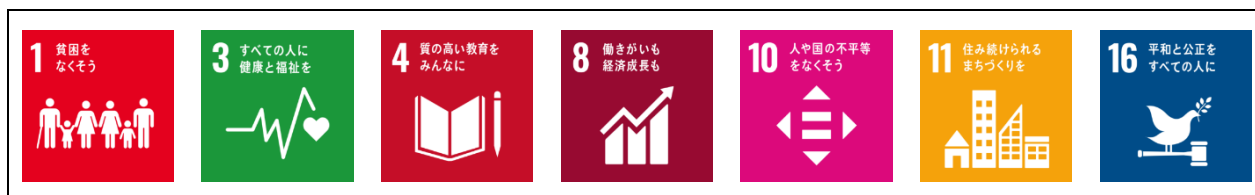
3 障害児福祉計画

児童福祉法第33条20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等を定めるものです。

4 関連計画等との整合

本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえるとともに、国の「障害者基本計画（第5次）」及び県の「第7期埼玉県障害者支援計画」を踏まえ、本町の最上位計画である「はつらつ長瀬プラン」や「長瀬町地域福祉計画」、その他の関連計画等との整合性を確保します。

■本計画に関連するSDGs



資料：国際連合広報センター（<https://www.unic.or.jp/>）

第4節 計画の対象

本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく計画であることから、それぞれの法の趣旨に沿い、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者のほか、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

また、共生社会の実現のためには、あらゆる町民の理解と協力が求められることから、全ての町民を対象とします。

第5節 計画の期間

障がいのある人に対する施策全体に関する「障がい者計画」と障がい福祉サービスの提供等に関する「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体のものとして策定し、計画の対象期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、期間内であっても社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

■計画の期間

計画 \ 年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
障がい者計画	第5次計画			第6次計画			第7期計画		
障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画		
障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画		

第6節 計画の策定体制

1 長瀬町健康福祉推進委員会の開催

長瀬町健康福祉推進委員会は、学識経験者、保健・医療・福祉・介護等の関係機関・事業所等の従事者など、幅広い分野で構成されており、本計画の策定に関して検討・協議を行いました。

2 アンケート調査及びヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたって、障がいのある人のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査や関係団体へのヒアリング調査を実施しました。

3 パブリックコメントの実施

本計画に対して、町民から幅広い意見を反映させるために、パブリックコメントを実施しました。

第2章 長瀬町の現状

第1節 手帳所持者等の状況

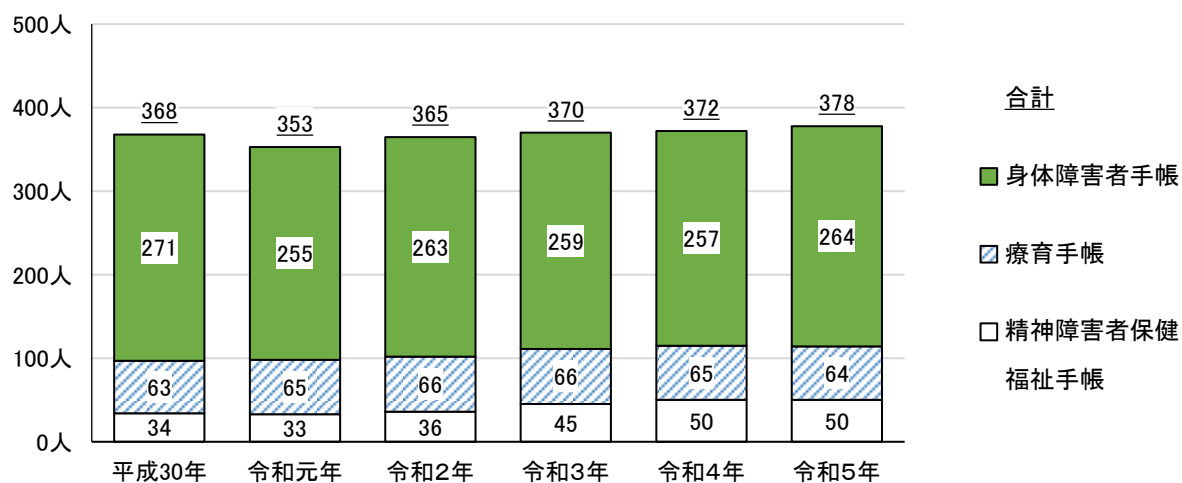
1 手帳所持者数の推移

本町の手帳所持者数は、令和2年度以降、年々増加しており、令和5年は378人となっています。

手帳別では、身体障害者手帳所持者が全体の約7割を占めており、令和5年は264人となっています。療育手帳所持者は60人台で推移し、令和5年度は64人、精神障害者保健福祉手帳所持者は概ね増加傾向で推移し、令和4年度及び令和5年度は50人となっています。

■手帳所持者数の推移【手帳別】

単位：人



	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	271	255	263	259	257	264
療育手帳	63	65	66	66	65	64
精神障害者保健福祉手帳	34	33	36	45	50	50
合計	368	353	365	370	372	378

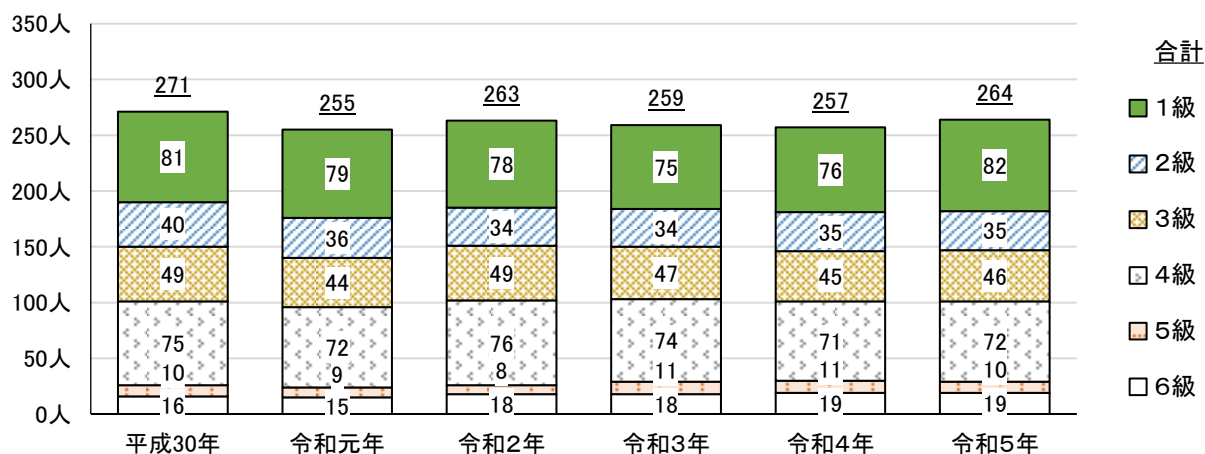
資料：町福祉介護課(各年4月1日現在)

2 身体障害者手帳所持者数の推移

本町の身体障害者手帳所持者数は、概ね横ばいで推移しており、令和5年は264人となっています。

等級別では、最重度である1級が最も多く、80人前後で推移しています。部位別では、肢体不自由が過半数を占め、令和5年度は139人となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】



単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	81	79	78	75	76	82
2級	40	36	34	34	35	35
3級	49	44	49	47	45	46
4級	75	72	76	74	71	72
5級	10	9	8	11	11	10
6級	16	15	18	18	19	19
計	271	255	263	259	257	264

■身体障害者手帳所持者数の推移【部位別】

単位：人

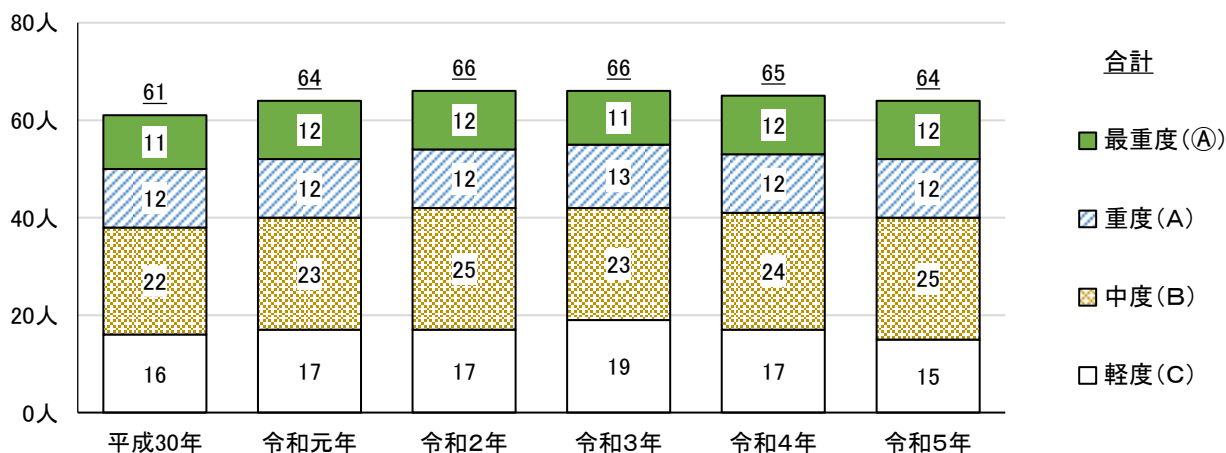
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	10	10	10	11	11	11
聴覚・平衡機能障害	19	18	20	20	23	24
音声・言語・そしゃく機能障害	4	3	5	2	2	2
肢体不自由	154	141	138	140	137	139
内部障害	84	83	90	86	84	88
計	271	255	263	259	257	264

資料：町福祉介護課(各年4月1日現在)

3 療育手帳所持者数の推移

本町の療育手帳所持者数は、横ばいで推移しており、令和5年は64人となっています。
 程度別では、中度が最も多く、20人台で推移しており、令和5年は25人となっています。

■療育手帳所持者数の推移【程度別】



単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
最重度 (A)	11	12	12	11	12	12
重度 (A)	12	12	12	13	12	12
中度 (B)	22	23	25	23	24	25
軽度 (C)	16	17	17	19	17	15
計	61	64	66	66	65	64

■療育手帳所持者数の推移【年齢別】

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	18	18	17	16	14	13
18歳以上	43	46	49	50	51	51
計	61	64	66	66	65	64

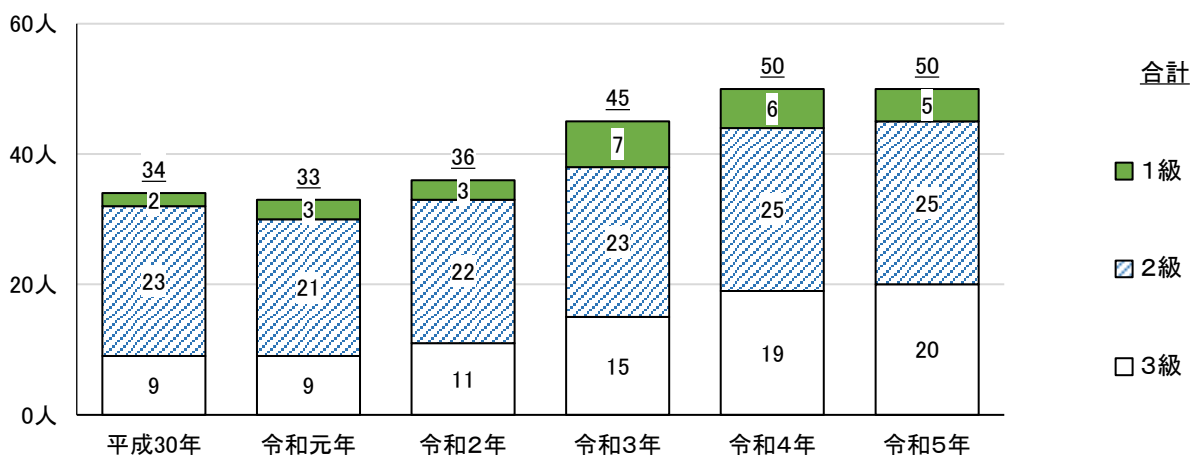
資料：町福祉介護課(各年4月1日現在)

4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和5年は50人となっています。

程度別では、2級が過半数を占めており、令和5年は25人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【程度別】



単位：人

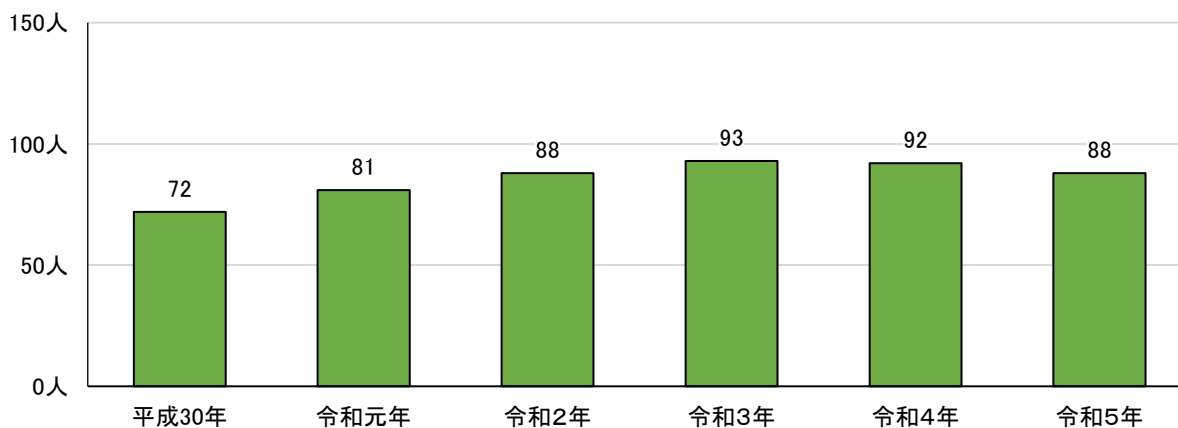
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	2	3	3	7	6	5
2級	23	21	22	23	25	25
3級	9	9	11	15	19	20
計	34	33	36	45	50	50

資料：町福祉介護課(各年4月1日現在)

5 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

本町の自立支援医療（精神通院）の受給者数は、令和2年度以降90人前後で推移しており、令和5年は88人となっています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



単位：人

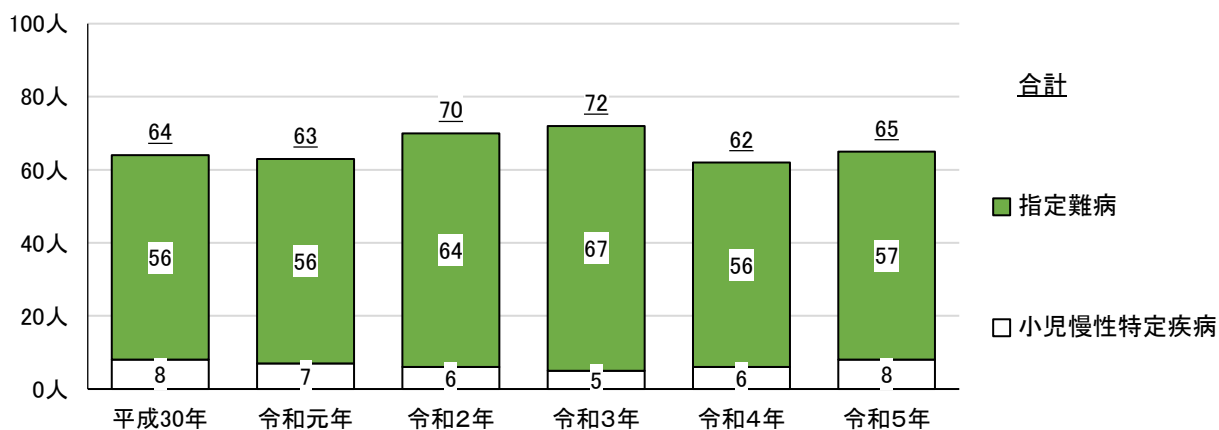
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療（精神通院）	72	81	88	93	92	88

資料：町福祉介護課(各年4月1日現在)

6 難病患者数の推移

本町の指定難病医療費助成受給者数は、60人前後で推移しており、令和5年は57人となっています。また、小児慢性特定疾病医療費助成受給者数は、10人未満で推移しており、令和5年は8人となっています。

■難病患者数の推移



単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病医療費助成※1	56	56	64	67	56	57
小児慢性特定疾病医療費助成※2	8	7	6	5	6	8

資料：町福祉介護課(各年4月1日現在)

- ※1 指定難病医療費助成：治療法が確立されておらず、医療費も高額になるため、患者の医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている場合に指定難病によってかかる医療費の一部を助成する制度です。
- ※2 小児慢性特定疾病医療費助成：18歳未満で小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

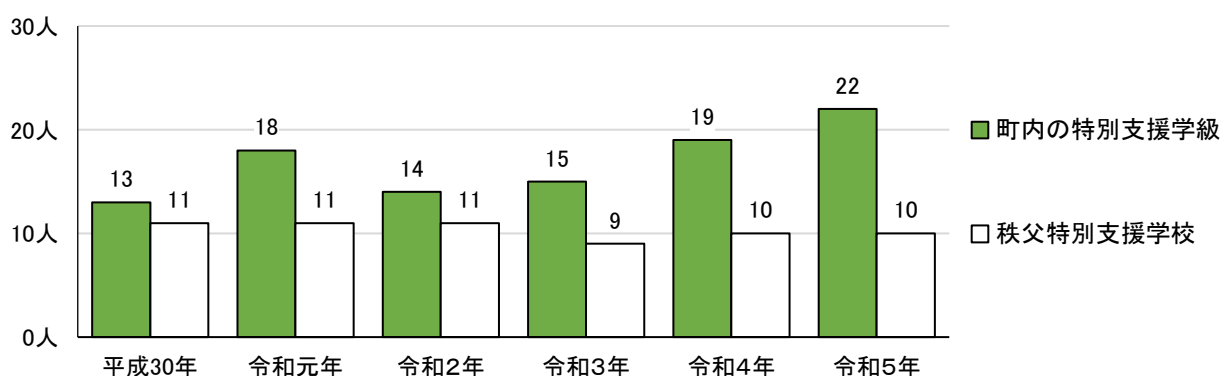
7 特別支援学級及び特別支援学校への通学児童数の推移

本町には、小学校が2校あり、令和6年4月に統合しますが、現在は、各学校に知的障がいと情緒障がいのクラスが各1クラスあります。また、中学校は1校あり、知的障がいと情緒障がいのクラスが各1クラスあります。

町内の特別支援学級の在籍児童数は、令和3年以降年々増加しており、令和5年は22人となっています。小学校は、令和元年以降10人台で推移しており、令和4年と令和5年で15人、中学校は、10人未満で推移しており、令和5年は7人となっています。

秩父特別支援学校への通学児童数は、10人前後で推移しており、令和5年は小学部3人、中学部1人、高等部6人となっています。

■特別支援学級及び特別支援学校への通学児童数の推移



■町内の特別支援学級への通学児童数の推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	6	13	12	12	15	15
知的障がい	3	7	6	7	8	7
情緒障がい	3	6	6	5	7	8
中学校	7	5	2	3	4	7
知的障がい	3	3	1	1	2	5
情緒障がい	4	2	1	2	2	2
計	13	18	14	15	19	22

■秩父特別支援学校への通学児童数の推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学部	4	3	3	3	3	3
中学部	4	5	6	2	2	1
高等部	3	3	2	4	5	6
計	11	11	11	9	10	10

資料：町教育委員会(各年4月1日現在)

第2節 アンケート調査結果からみる現状

1 調査概要

本調査は、「長瀬町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定に向けて、町民（手帳所持者等）の現在の暮らしの状況や今後の意向や要望等を把握し、分析結果を計画策定の資料として活用することを目的として実施しました。

■実施概要

区分	内容
調査対象者	長瀬町在住の障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者及び難病患者の方
標本数	378人
抽出方法	全件調査
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年8月7日（月）～令和5年9月1日（金）
回収結果	回収155件／回収率41.0%

■アンケート調査結果について

- アンケート調査結果概要の図表中は、身体障害者手帳所持者を「身体」、療育手帳所持者を「療育」、精神障害者保健福祉手帳所持者を「精神」と省略して表記しています。
- （n=***）という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答率は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の質問では、母数に対する回答率のため、回答率の合計が100.0%を超える場合があります。
- 本文及びグラフでは、なるべくアンケート調査票そのままの表現を用いていますが、本文中の表現やスペース等の関係から一部省略した表現としている箇所やまとめて表現している箇所があります。

2 調査結果概要

(1) 障がいの状況等について

○受けている医療的ケア【あなたが受けている医療ケアをお答えください（複数可）】

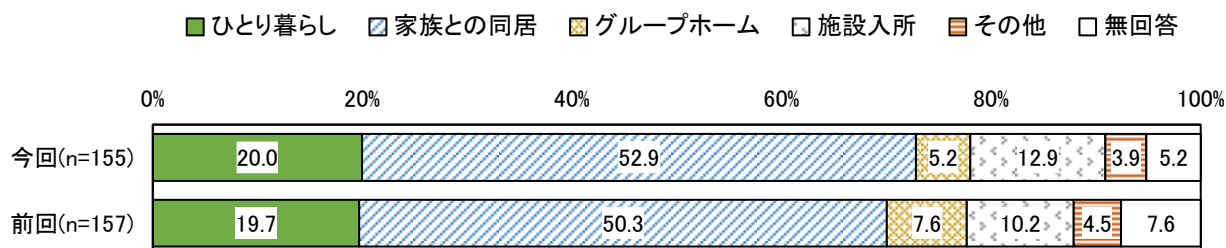
受けている医療的ケアは、「服薬管理」が27.7%で最も多く、次いで「カテーテル留置」と「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」が5.8%となっています。

	今回(n=155)	前回(n=157)
服薬管理	27.7%	26.8%
カテーテル留置	5.8%	3.2%
ストマ(人工肛門・人工膀胱)	5.8%	5.1%
透析	3.9%	7.0%
吸入	1.3%	0.6%
吸引	1.3%	1.3%
胃ろう・腸ろう	1.3%	1.3%
気管切開	0.6%	0.6%
人工呼吸器(レスピレーター)	0.6%	2.5%
鼻腔経管栄養	0.0%	0.6%
中心静脈栄養(IVH)	0.0%	0.6%
その他	12.3%	15.9%
受けていない	35.5%	31.8%
無回答	11.0%	10.8%

(2) 住まいや暮らしについて

○将来の暮らしの希望【あなたは、将来どのように暮らしたいと考えていますか（1つ）】

将来の暮らしの希望は、「家族との同居」が52.9%を占める一方、「ひとり暮らし」が20.0%、「施設入所」が12.9%、「グループホーム」が5.2%となっています。



○希望する暮らしを送るための支援【希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか（複数可）】

希望する暮らしを送るための支援は、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が45.8%で最も多く、以下「経済的な負担の軽減」が43.2%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が36.8%などとなっています。

	今回(n=155)	前回(n=157)
必要な在宅サービスが適切に利用できること	45.8%	38.2%
経済的な負担の軽減	43.2%	43.3%
在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	36.8%	38.2%
相談対応などの充実	34.2%	27.4%
障がいなどに適した住居の確保	25.8%	18.5%
コミュニケーションについての支援	15.5%	13.4%
生活訓練などの充実	14.2%	15.9%
地域住民などの理解	13.5%	19.1%
その他	3.2%	4.5%
無回答	9.0%	10.2%

(3) 障害福祉サービスについて

○福祉サービスを利用するときに困ること【障がいのある人のための福祉サービスを利用するときに困ることはありますか（複数可）】

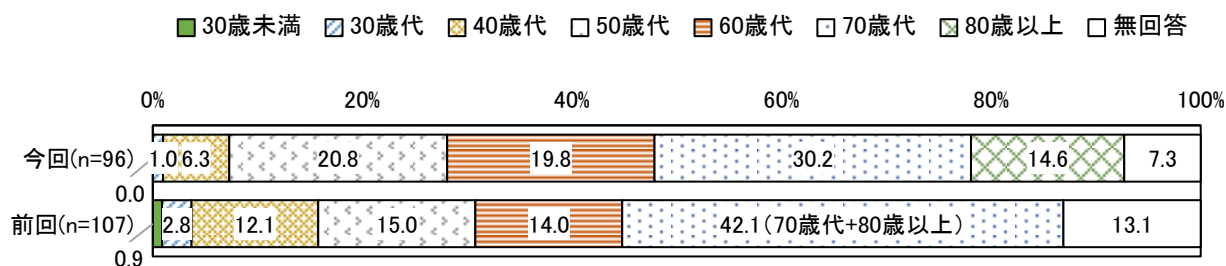
障害福祉サービスを利用するときに困ることは、「どんなサービスがあるのかわからない」が21.9%で最も多く、以下「どの事業者がよいのかわからない」と「ひとりでは利用や依頼ができない」が11.6%、「利用方法、契約方法がわからない」が11.0%などとなっています。一方、16.8%が「特に困ることはない」と回答しています。

	今回(n=155)	前回(n=157)
どんなサービスがあるのかわからない	21.9%	26.8%
どの事業者がよいのかわからない	11.6%	8.3%
ひとりでは利用や依頼ができない	11.6%	10.2%
利用方法、契約方法がわからない	11.0%	9.6%
費用負担があるため利用しづらい	8.4%	5.7%
使いたいときにサービスが使えない	7.7%	6.4%
利用資格や条件があわない	6.5%	6.4%
サービス量・期間が少ない	3.9%	1.3%
事業者が見つからない	3.2%	選択肢なし
以前利用したときにトラブルがあった	0.6%	1.3%
その他	0.0%	2.5%
わからない	14.8%	17.8%
特に困ることはない	16.8%	23.6%
無回答	33.5%	24.8%

(4) 主な介助者について

○主な介護者の年齢【主な介助者の年齢をお答えください（1つ）】

主な介護者の年齢は、「70歳代」が30.2%で最も多く、「80歳以上」と合わせると44.8%となっています。また、「60歳代」が19.8%、「50歳代」が20.8%となっています。



○主な介助者が困っていること【主な介助者がお困りのことはありますか（複数可）】

主な介助者が困っていることは、「身体的に疲れている」が27.1%で最も多く、以下「代替りの介助者がいない」が26.0%、「精神的に疲れている」が19.8%などとなっています。一方、22.9%が「特にない」と回答しています。

	今回(n=96)	前回(n=107)
身体的に疲れている	27.1%	20.6%
代替りの介助者がいない	26.0%	20.6%
精神的に疲れている	19.8%	19.6%
経済的な負担が大きい	17.7%	7.5%
高齢などで介助が難しくなってきた	17.7%	10.3%
自由な時間が持てない	12.5%	12.1%
家事が十分にできない	8.3%	7.5%
仕事が十分にできない	7.3%	5.6%
相談できる人がいない	7.3%	2.8%
その他	3.1%	7.5%
特にない	22.9%	26.2%
わからない	6.3%	5.6%
無回答	11.5%	15.0%

(5) 福祉に関する相談や情報について

○悩みや困りごと【あなたは、生活の中で悩みごとや困ったことがありますか（複数可）】

生活の中での悩みや困りごとは、「自分の健康や病気のこと」が40.6%で最も多く、以下「生活費など経済的なこと」が27.1%、「緊急時や災害時のこと」が20.6%などとなっています。一方、24.5%が「特にない」と回答しています。

	今回(n=155)	前回(n=157)
自分の健康や病気のこと	40.6%	43.9%
生活費など経済的なこと	27.1%	25.5%
緊急時や災害時のこと	20.6%	21.0%
人間関係のこと	13.5%	10.8%
就職や仕事に関すること	10.3%	13.4%
ふだんの過ごし方のこと	9.0%	10.8%
介助や介護に関すること	8.4%	12.7%
結婚や将来のこと	7.7%	8.9%
家族関係のこと	6.5%	4.5%
学校や進学に関すること	1.9%	1.9%
その他	0.0%	1.3%
特にない	24.5%	26.1%
無回答	13.5%	12.1%

○相談先【福祉に関する相談をしたい時はどのような機関などを利用しますか（複数可）】

相談先は、「役場福祉介護課」が61.3%で最も多く、以下「病院」が25.2%、「社会福祉協議会」が16.1%、「民生委員・児童委員」が10.3%などとなっています。一方、12.3%が「利用していない」と回答しています。

	今回(n=155)	前回(n=157)
役場福祉介護課	61.3%	63.7%
病院	25.2%	31.2%
社会福祉協議会	16.1%	10.2%
民生委員・児童委員	10.3%	3.8%
インターネットなどの情報通信	7.7%	6.4%
友人	7.7%	12.1%
障がい者相談支援事業所	7.1%	7.6%
障がい者就労・生活支援センターキャップ	4.5%	4.5%
保健所または福祉事務所	3.9%	6.4%
身体・知的障害者相談	3.2%	1.9%
加入しているグループ・団体	1.9%	5.1%
その他	3.2%	0.6%
利用していない	12.3%	12.7%
無回答	9.0%	5.7%

(6) 学ぶための環境について

○障がいのある子どもが学ぶために望ましい環境【障がいのある子どもが学ぶための環境について、今後町ではどのようにしていくことが望ましいと思いますか（複数可）】

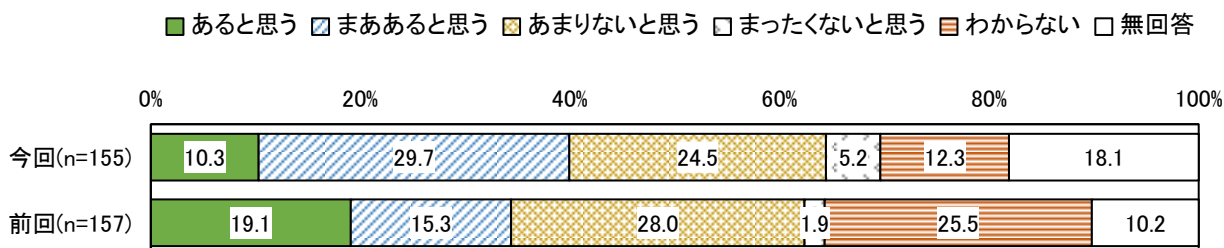
障がいのある子どもが学ぶために望ましい環境について、「能力や特性にあった教育や指導を行う」が43.2%で最も多く、以下「障がいのある子どもへの理解を促進する」が41.3%、「就学相談や進路相談を充実する」と「家族・介助者への支援を充実する」が35.5%などとなっています。

	今回(n=155)	
能力や特性にあった教育や指導を行う		43.2%
障がいのある子どもへの理解を促進する		41.3%
就学相談や進路相談を充実する		35.5%
家族・介助者への支援を充実する		35.5%
施設・設備を充実する		30.3%
通所・通学手段を確保する		27.1%
交流する機会や場所を充実する		19.4%
放課後等の居場所を充実する		18.1%
その他		0.6%
わからない		11.0%
特になし		8.4%
無回答		11.0%

(7) 働くことについて

○障がい者が働くことの社会の理解【あなたは、障がいのある人が働くことについて、社会の理解があると思いますか（1つ）】

障がい者が働くことの社会の理解について、「あると思う」が10.3%、「まああると思う」が29.7%で合わせると40.0%となっています。一方、「まったくないと思う」が5.2%、「あまりないと思う」が24.5%で合わせると29.7%となっています。



○働くために重要なこと【あなたが働くために重要なことはどのようなことですか（複数可）】

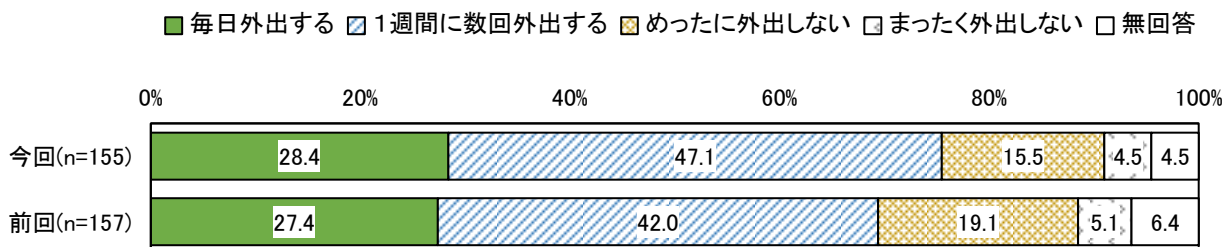
働くために重要なことは、「職場、上司、同僚の理解」が16.8%で最も多く、以下「賃金・工賃の充実」と「特性に配慮した職場環境」が14.2%、「健康管理などの支援」が12.3%などとなっています。

	今回(n=155)	前回(n=157)
職場、上司、同僚の理解	16.8%	10.8%
賃金・工賃の充実	14.2%	6.4%
特性に配慮した職場環境	14.2%	8.9%
健康管理などの支援	12.3%	10.2%
必要な知識・技術の習得	9.0%	3.8%
就職先の紹介などの支援	8.4%	6.4%
障がいのある人や家族への意識啓発	7.7%	5.1%
就職に向けた相談支援	5.8%	8.3%
必要なコミュニケーション技術の習得	5.8%	2.5%
就職後の相談・支援(定着支援)	5.8%	3.2%
面接、実習などの支援	5.2%	0.6%
就労に向けた訓練施設	5.2%	1.9%
就労初期段階での支援(ジョブコーチ)	3.9%	1.3%
安全な通勤手段の確保	3.9%	7.6%
その他	1.3%	1.9%
特になし	7.7%	10.2%
健康状態や年齢により働くことが難しい	14.2%	26.8%
無回答	36.8%	40.8%

(8) 外出について

○1週間の外出頻度【あなたは、1週間にどの程度外出しますか（1つ）】

1週間の外出頻度は、「1週間に数回外出する」が47.1%で最も多く、次いで「毎日外出する」が28.4%で合わせると75.5%となっています。一方、「めったに外出しない」が15.5%、「まったく外出しない」が4.5%で合わせると20.0%となっています。



○外出時に不便に感じること【あなたが外出するとき、特に不便に感じることはどのようなことですか（複数可）】

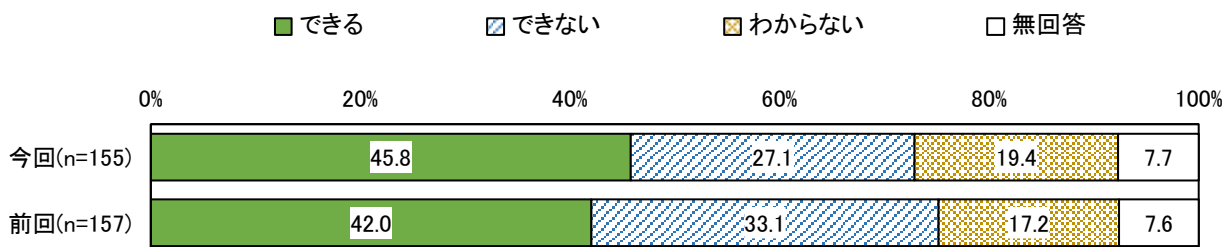
外出時に不便に感じることは、「介助者がいないと外出できない」と「建物の入口や内部の段差や階段」が20.6%で最も多く、次いで「道路の段差、歩道が狭い、障害物がある」が16.8%となっています。一方、31.0%が「特にない」と回答しています。

	今回(n=155)	前回(n=157)
介助者がいないと外出できない	20.6%	24.8%
建物の入口や内部の段差や階段	20.6%	21.7%
道路の段差、歩道が狭い、障害物がある	16.8%	19.7%
お金の支払いや券売機の利用ができない	14.2%	10.8%
意思疎通が思うようにできない	12.9%	10.2%
公共交通機関が利用しにくい	11.6%	14.0%
利用できるトイレが少ない	9.7%	10.2%
道順や案内板などの表示がわかりにくい	5.2%	5.7%
利用できる駐車場が少ない	5.2%	3.8%
その他	1.9%	3.8%
特にない	31.0%	35.7%
無回答	16.8%	12.1%

(9) 災害時について

○災害時の避難【あなたは、災害時にひとりで避難することができますか（1つ）】

災害時にひとりで避難することが「できない」との回答は27.1%、「わからない」が19.4%となっています。



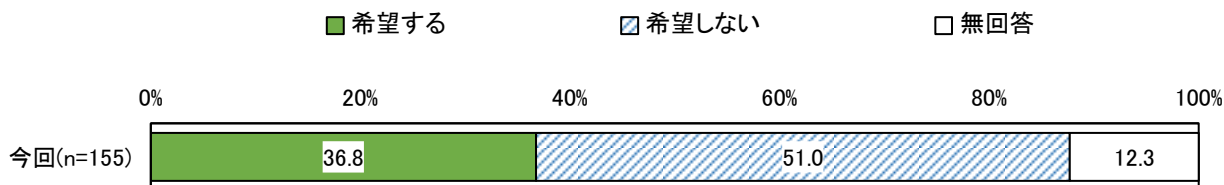
○避難所での不安【あなたは、災害発生時や避難所での生活について、不安に思うことはありますか（複数可）】

避難所での生活の不安は、「必要な薬があるか」が36.1%で最も多く、以下「避難所まで移動できるか」が32.3%、「他の避難者が障がいや症状について理解してくれるか」が29.0%、「避難先でプライバシーが保てるか」が28.4%などとなっています。

	今回(n=155)	前回(n=157)
必要な薬があるか	36.1%	32.5%
避難所まで移動できるか	32.3%	29.3%
他の避難者が障がいや症状について理解してくれるか	29.0%	29.3%
避難先でプライバシーが保てるか	28.4%	33.8%
避難先のトイレが使えるか	26.5%	28.0%
他の避難者に迷惑をかけてしまわないか	25.8%	24.8%
安否確認をしてもらえるか	23.2%	26.1%
災害時や避難所での情報が得られるか	20.6%	22.3%
介助者・介護者がいるか	17.4%	14.0%
医療機器の充電や管理ができるか	9.7%	8.3%
おむつやストマ用装具があるか	9.0%	6.4%
その他	2.6%	3.2%
特にない	12.3%	14.6%
無回答	11.6%	11.5%

○避難行動要支援者制度の利用希望【あなたは避難行動要支援者制度の利用を希望しますか（1つ）】

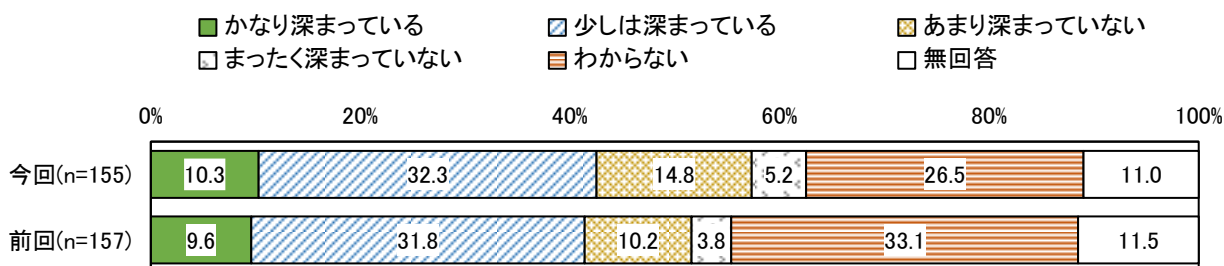
避難行動要支援者制度の利用希望は、「希望する」が36.8%となっています。



(10) 障がいのある人への理解について

○障がいのある人への理解【あなたは、ここ数年で、社会全体で障がいのある人への理解が深まってきていると思いますか（1つ）】

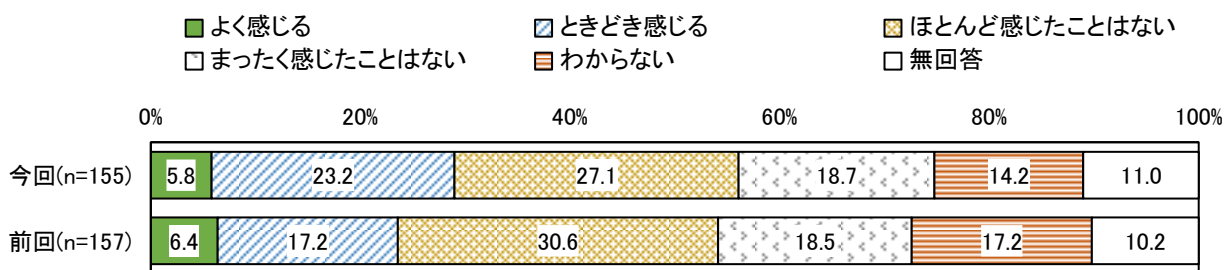
障がいのある人への理解は、「かなり深まっている」が10.3%、「少しは深まっている」が32.3%で合わせると42.6%となっています。一方、「あまり深まっていない」が14.8%、「まったく深まっていない」が5.2%で合わせると20.0%となっています。



(11) 差別や偏見について

○日常生活における差別や偏見【あなたは、日常生活において差別や偏見を感じることはありますか（1つ）】

日常生活における差別や偏見について、「よく感じる」が5.8%、「ときどき感じる」が23.2%で合わせると29.0%となっています。一方、「まったく感じたことはない」が18.7%、「ほとんど感じたことはない」が27.1%で合わせると45.8%となっています。



○差別や偏見を感じた場所・場面【どのような場所・場面で差別や偏見を感じましたか（複数可）】

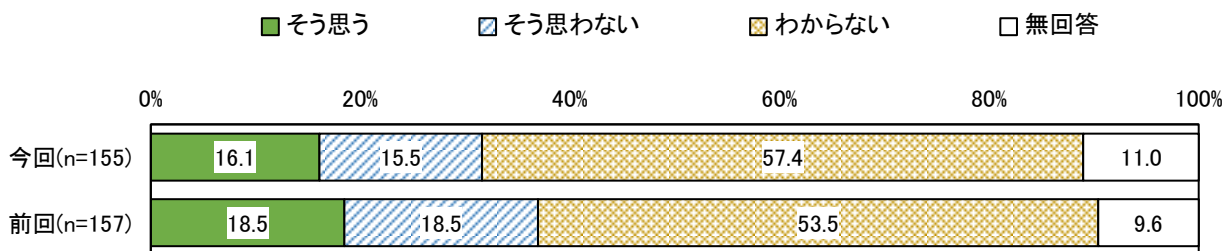
差別や偏見を感じた場所・場面は、「隣近所」が31.1%で最も多く、以下「街中や店などの外出先」が24.4%、「地域の集まり・行事」と「職場」が17.8%などとなっています。

	今回(n=45)	前回(n=37)
隣近所	31.1%	40.5%
街中や店などの外出先	24.4%	37.8%
地域の集まり・行事	17.8%	18.9%
職場	17.8%	13.5%
病院などの医療機関	15.6%	18.9%
交通機関を利用するとき	13.3%	24.3%
福祉サービスを利用するとき	8.9%	13.5%
スポーツや趣味などの活動	6.7%	2.7%
公共施設を利用するとき	6.7%	10.8%
学校などの教育の場	4.4%	8.1%
情報を集めるとき	2.2%	8.1%
その他	6.7%	0.0%
無回答	4.4%	5.4%

(12) 社会参加について

○社会参加のしやすさ【障がいのある人が気軽に外出し、地域の行事に参加できるなど、長瀬町は「障がいのある人にとって社会参加しやすいまち」だと思いますか（1つ）】

長瀬町の社会参加のしやすさは、「わからない」が57.4%で最も多く、「そう思う」が16.1%、「そう思わない」が15.5%となっています。



○社会参加しやすくするために必要なこと【あなたは、障がいのある人が社会参加しやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか（複数可）】

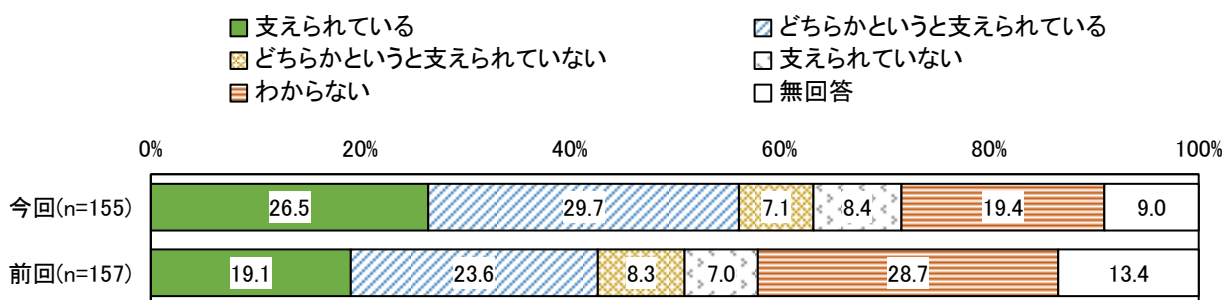
社会参加しやすくするために必要なことは、「参加しやすくなる配慮」が49.7%で最も多く、以下「支援ボランティアの充実」が25.8%、「移動しやすい交通機関や道路への改善」が24.5%などとなっています。

	今回(n=155)	前回(n=157)
参加しやすくなる配慮	49.7%	45.9%
支援ボランティアの充実	25.8%	21.7%
移動しやすい交通機関や道路への改善	24.5%	21.7%
利用しやすい施設への改善	21.9%	17.8%
障がいのある人や家族の積極的な参加	15.5%	15.9%
広報や福祉教育の充実	13.5%	16.6%
その他	1.3%	3.8%
特にない	16.1%	17.8%
無回答	11.6%	14.6%

(13) 地域生活について

○地域の人の支え【あなたは、地域の人に支えられていると思いますか（1つ）】

地域の人の支えについて、「支えられている」が26.5%、「どちらかという支えられている」が29.7%で合わせると56.2%となっています。一方、「支えられていない」が8.4%、「どちらかという支えられていない」が7.1%で合わせると15.5%となっています。



○地域の人に頼みたいこと【あなたは、地域の人に気軽に頼めるとしたらどのようなことを頼みたいですか（3つまで）】

地域の人に頼みたいことは、「声かけ・見守り」が27.7%で最も多く、以下「話し相手、相談相手」が23.2%、「外出のときのつきそいや送迎」が14.8%、「町役場などの手続きの代行」が12.3%などとなっています。

	今回(n=155)	前回(n=157)
声かけ・見守り	27.7%	22.3%
話し相手、相談相手	23.2%	21.0%
外出のときのつきそいや送迎	14.8%	10.8%
町役場などの手続きの代行	12.3%	5.7%
家事や買い物の手伝い	11.6%	5.7%
ごみ出し	10.3%	5.7%
手紙や書類の代読・代筆	5.8%	2.5%
身体介護	0.0%	1.9%
その他	0.6%	1.9%
特にない	38.7%	45.2%
無回答	10.3%	11.5%

(14) まちづくりの重要施策について

○まちづくりの重要施策【障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために、どのような施策が重要だと思いますか（5つ）】

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのための重要施策は、「年金・手当など経済的な支援の充実」が43.2%で最も多く、以下「保健や医療の充実」が34.2%、「入所施設の充実」が30.3%、「相談支援体制の充実」が26.5%などとなっています。

	今回(n=155)	前回(n=157)
年金・手当など経済的な支援の充実	43.2%	48.4%
保健や医療の充実	34.2%	44.6%
入所施設の充実	30.3%	21.0%
相談支援体制の充実	26.5%	26.8%
安心して暮らせる生活の場の確保	23.9%	23.6%
在宅福祉サービスの充実	23.2%	17.2%
障がいのある子どもの療育・教育の充実	20.0%	17.2%
福祉に関する情報提供の充実	18.7%	25.5%
障がいのある仲間が集える場所の確保	18.1%	11.5%
町民への教育・啓発	17.4%	16.6%
道路・建物・駅などの整備	14.2%	14.6%
就労支援や雇用の拡大	13.5%	15.9%
社会参加・交流機会の充実	11.6%	14.6%
ボランティアの育成と活動の推進	9.7%	7.0%
スポーツや文化活動など余暇活動の支援	9.0%	12.1%
コミュニケーション支援の充実	9.0%	7.0%
防災対策の充実	7.7%	12.1%
成年後見制度などの権利擁護の充実	5.8%	5.7%
その他	0.6%	2.5%
特にない	6.5%	3.8%
無回答	9.0%	7.6%

第3節 ヒアリング調査結果からみる現状

1 調査概要

本計画の策定にあたって、アンケート調査では把握できない障がいのある人及びその家族等の障がい福祉や生活全般に関する要望・意見等を聴取するため、ヒアリング調査を実施しました。

■調査概要

調査対象	調査方法	実施時期	配布数	回収数	回収率
関係団体	電子メールによる配布及び回収	令和5年10月27日(金) ～令和5年11月17日(金)	13事業所	13事業所	100%

2 調査結果概要

(1) 活動上の問題や課題

- 相談支援専門員などの人材確保や職員の質の向上が課題となっている。
- 他の事業所との競合が激しく、新規利用者の獲得が困難となっている。
- 光熱水費や物価の高騰、最低賃金の上昇、報酬が低いことなどにより、事業所の負担が増大している。
- 利用者及び家族の高齢化や障がいの重度化等により連絡調整、対応が困難な状況となっており、医療機関や介護保険事業所との連携が必要。

(2) 町の障がい福祉サービスの問題点や必要なサービス

- 福祉サービスを利用せず、自宅にいる人を把握してサービスの提案。
- 放課後等デイサービスがなくなるため、子どもたちの行き場所がない。
- 医療ケアを必要とする人の受入れができる事業所を増やしていただきたい。
- 利用者及び家族の高齢化により、将来的な不安を抱えている家族が増加しており、成年後見制度等についての周知が必要。
- 秩父郡市1市4町で同じ方向性を持って福祉サービスを提供できると安心。市町によって対応や調整のスピードが異なる場合があり、長期化する対応を常に抱えている状況。
- 利用者の高齢化が進み、介護保険サービスに移行していく傾向が見られるため、スムーズにサービス移行できるよう、相談支援専門員と介護支援専門員の連携、関係機関等との横のつながりの強化が求められる。

(3) 就労支援に関する町の課題や必要な支援

- 通所に利用する交通手段の確保。
- 障がい者団体が受注できる公的な仕事を検討してほしい。
- 選択肢の範囲が狭く、個々のニーズに応じた就労先が必要。
- 秩父地域には、就労継続支援A型事業所の数が極めて少ないため、一般就労を目指す方が就労説明会への参加に合わせ、福祉関係者との情報共有や意欲を高められるような場があると良い。

(4) 教育支援に関する町の課題や必要な支援

- 合理的配慮の提供。
- 学校卒業後も学ぶことができる学習の場の提供。
- 困難事例についての横断的なつながりが重要であり、関係機関の連携強化をお願いしたい。
- 子どもの頃から福祉に関連するカリキュラムや環境があると、障がいの人を受け入れやすくなる。
- 地域に定着した事業所が長期にわたり運営できるよう、ニーズの把握や周囲からのアプローチが必要と考える。
- 医療ケアを必要とする方が学校卒業後に活動できる場所がなく、勉強会や研修等により、医療ケアを必要とする方を支援できる人材の育成や事業所の開拓をお願いしたい。

(5) 障がいのある人が社会参加しやすくするために必要なこと

- 交通機関の充実、道路の整備が必要。
- 障がいに対して理解を深め、地域、社会全体が協力していくことが必要。
- 障がいのある人が、社会とのつながりを構築していくための支援が必要。
- 福祉全般の普及啓発が必要であり、町民と障がい者が交流できる機会があると良い。
- 国や県が積極的に施策を打ち出している、障がい者の文化芸術活動や合理的配慮の提供を推進していただきたい。
- 精神障がい者への理解を深めるための研修会（秩父地域自立支援協議会）などにより、差別や偏見の解消等をお願いしたい。
- 子どもの頃から障がいのある方との交流の機会を積極的に設け、障がい者を自然と理解し、障がいはその人の個性だと誰もが考えられる社会を作っていくこと。
- 町民の障がい者への理解がどの程度高まってきているか。差別する環境を排除できない限り共生社会の実現は難しいため、自立支援協議会や差別解消にかかわる各機関が中心となり、秩父郡市全体で連携を強化し、具体的な活動を推進する必要がある。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

令和2年度に策定した「長瀬町障がい者計画」では、「支え合い 豊かに生きる 共生のまちの創造」を計画の基本理念として掲げ、障がいの種類や程度を問わず、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進してきました。

本町のまちづくりの方向性を示す「第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画」（令和4年度～令和8年度）では、「はつらつ長瀬 ◆いつまでも暮らしたいまち ◆いつまでも活力のあるまち ◆いつまでも輝き続けるまち」を基本理念とし、保健・医療・福祉分野における大綱は「誰もがいつまでも暮らし続けられるまち」と定められています。

国においては、「障害者基本計画（第5次）」において、共生社会の実現に向け、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するとしています。

本計画では、これらの考え方を踏まえるとともに、障害者基本法の理念である「全ての国民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という考え方を念頭におきながら、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するSDGsの視点を加え、「誰もが支え合い 自分らしく 豊かに生きる 共生のまち」を新たな基本理念として定めます。

誰もが支え合い 自分らしく 豊かに生きる 共生のまち

第2節 計画の基本的視点

国の第5次計画を踏まえ、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するために、次の“各分野に共通する横断的視点”により障がい者施策を推進します。

1 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者の基本的人権を尊重し、障害者の意思決定を支援します。

2 共生社会の実現に向けた施策の推進

障がいのある、なしにかかわらず、誰もが自分らしく安心して生活することができる共生社会を実現するため、差別の解消やアクセシビリティの向上など、社会的障壁の除去に向けた施策を推進します。

3 総合的かつ分野横断的な支援

多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野が連携し、切れ目のない支援を行います。

4 一人ひとりに配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がいの特性や状態、個々の生活実態等に応じた支援の必要性を踏まえて推進するとともに、障がいの特性等のさらなる理解促進に向けた施策の充実を図ります。

5 複合的に困難な状況に置かれた障がい者への支援

複合的に困難な状況に置かれた障がい者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて施策を推進します。

6 実効性のある施策の推進

P D C Aサイクルを構築し、着実に実行するとともに施策の見直しを行い、実効性のある施策を推進します。

第3節 基本目標

基本理念及び基本的視点を踏まえ、次の7つを基本目標とし、施策を推進します。

基本目標1 ふれあいと理解とコミュニケーションの推進【啓発・広報】

啓発・広報活動やボランティア活動、福祉教育等を推進し、差別の解消や障がいや障がいのある人の理解促進を図ります。また、情報のバリアフリー化や意思疎通支援を図り、障がいのある人のコミュニケーションを支援します。〈掲載頁：45～48頁〉

基本目標2 健康で生き生きとした暮らしの推進【保健・医療】

各種健診等の実施により、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携により、支援体制の充実を図ります。また、障がいのある人が適切な医療やリハビリテーションを受けられるように実施体制の充実を図ります。〈掲載頁：49～52頁〉

基本目標3 自立した生活を支援するサービスの充実【生活支援】

多様なニーズに対応する生活支援体制整備に努め、障がいのある人が豊かな地域生活を実現できるよう支援します。また、相談支援体制の強化や権利擁護の推進を図り、障がいのある人の社会参加を促進します。〈掲載頁：53～55頁〉

基本目標4 一人ひとりにふさわしい教育環境の推進【教育・育成】

就学指導や教育相談を充実し、個々の特性やニーズ等に応じた指導や支援を行うとともに、障がいの早期発見、早期対応に努めます。また、特別支援教育や交流教育を推進し、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた支援を行います。〈掲載頁：56～58頁〉

基本目標5 生きがいを持った暮らしの推進【雇用・就労】

障がいのある人の雇用の場の拡大に努め、障がいのある人の雇用・就業を支援します。また、一般就労が困難な人が自立した生活や社会参加を実現できるよう、福祉的な就労の場の確保に努めます。〈掲載頁：59～60頁〉

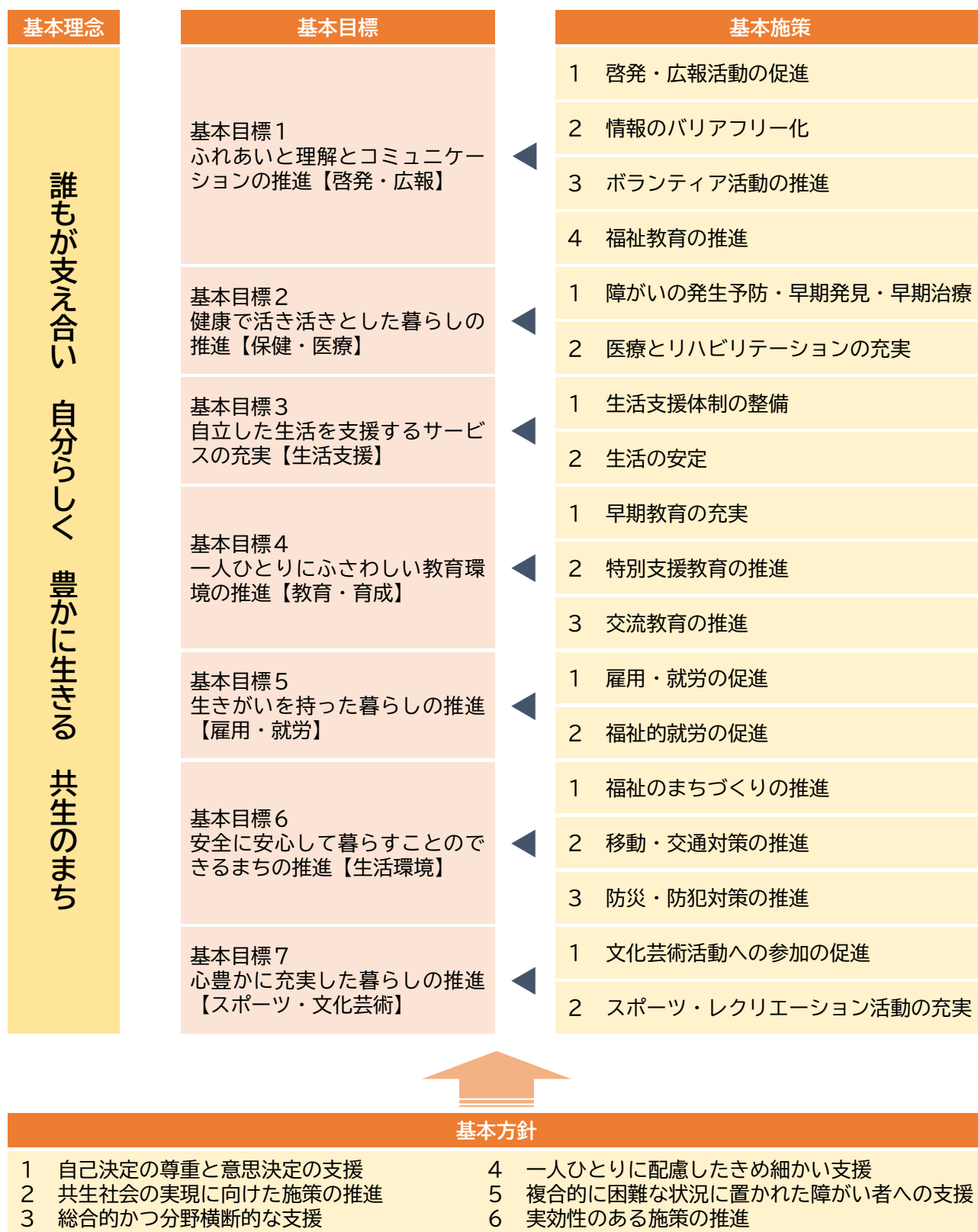
基本目標6 安全に安心して暮らすことのできるまちの推進【生活環境】

すべての人が安心して生活することができるよう、バリアフリー環境の整備やユニバーサルデザイン化を推進します。また、障がいのある人の状況や特性等に応じた防災体制・防犯対策の充実を図ります。〈掲載頁：61～64頁〉

基本目標7 心豊かに充実した暮らしの推進【スポーツ・文化芸術】

文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動を充実し、障がいのある人の社会参加の促進や生活の質の向上を図ります。〈掲載頁：65～66頁〉

第4節 施策体系



第4章 具体的施策

基本目標1 ふれあいと理解とコミュニケーションの推進

【啓発・広報】

1 啓発・広報活動の促進

障がいのある人を含むすべての人々にとって、住み良い平等な社会づくりを進めるためには、地域社会を構成するすべての人々が障がい及び障がいのある人に対して十分な理解をし、配慮することが必要です。

アンケート調査では、日常生活で差別や偏見を感じる人がいる人は、全体の29.0%となっています。

また、差別や偏見を感じた場所・場面として、「隣近所」が31.1%で最も多く、以下「街中や店などの外出先」が24.4%、「地域の集まり・行事」と「職場」が17.8%となっています。

そのため、身近な地域での差別や偏見の解消が必要であり、あらゆる機会を通じて、障がいや障がいのある人への理解を促進する施策が求められます。

本町では、平成30年4月1日に「長瀬町手話言語条例」を制定し、手話に対する理解促進や普及啓発を図るなど、障がいのある人に対する偏見や差別意識をなくし、障がいのある人とともに生きる地域社会の実現を目指しています。

今後も、多様な機会を通じて、また、数多くの情報媒体を活用して、啓発・広報活動を展開していく必要があります。

併せて、障がいのある人が主体的に地域で生活し、その質を高めていくことができるよう意欲の喚起も重要であり、自立のための支援を総合的に実施していく必要があります。

(1) 障がいのある人の理解の推進

共生社会の実現のため、障がいの理解につながる広報・啓発活動を推進し、町民一人ひとりの責任ある役割と自覚を推進していきます。

取組	取組内容
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇障がいのある人に関連する情報を定期的に広報紙及びホームページに掲載して、障がいのある人の理解の推進を図ります。 ◇障がい者週間等の各種行事を中心に、町民、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。 ◇障がい当事者団体による障がいや障がいのある人に関する啓発、普及活動を支援します。 ◇1市4町で差別解消をテーマにした講演会を実施します。

(2) 体験・交流事業の推進

あたたかい心の醸成を図るため、より多くの町民と障がいのある人がふれあう機会を持ち、障がいのある人とない人、障がいのある人同士の交流を推進します。

取組	取組内容
交流・ふれあい活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇種々の行事の場において、交流・ふれあい活動の推進のため、主催団体への支援や参加者への啓発に努めます。 ◇各種イベントや講座などは、障がいのある人も参加することを前提とした配慮をし、障がいのある人とない人の交流を図ります。 ◇障がいのある人同士の交流事業に必要な支援を行います。

2 情報のバリアフリー化

情報通信技術の進歩により、家に居ながらにして世界とつながり、さまざまな情報を迅速かつ簡単に取り出すことができるようになるなど、めざましい進歩を遂げています。

このため、障がいのある人が地域で充実した生活を送り、障がいのある人の社会参加を一層推進するため、情報格差の解消のための取組を推進し、情報提供を充実させることが必要です。

また、視覚や聴覚に障がいのある人などが、十分なコミュニケーションの確保ができないことが多いことから、気軽に相談できる窓口の整備を図る必要があります。

(1) 情報提供の充実

障がいのある人のIT技術の向上を図ることなどにより情報のバリアフリー化を推進します。

取組	取組内容
情報のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇誰にでも分かりやすいホームページを活用した広報活動を推進します。 ◇ITの活用により障がいのある人の在宅などでの就労を促進します。

(2) 意思疎通支援の充実

日常生活における情報の収集を支援し、役場窓口において手話が必要な人との意思疎通の円滑化を図るため、職員や町民に対する手話講習会を開催し、人材育成に努めるとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を支援します。

取組	取組内容
意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇手話奉仕員を養成するための手話講習会を、近隣市町と協力して開催します。 ◇障がいのある人が参加するイベント等において、手話通訳者や要約筆記者の派遣を支援します。

3 ボランティア活動の推進

地域の人々が近隣の障がいのある人を見守るなど、個々の特性や生活様式に応じた助け合いが行われています。

アンケート調査では、地域の人に頼みたいことについて、「声かけ・見守り」や「話し相手、相談相手」、「外出のときのつきそいや送迎」、「町役場などの手続きの代行」といったニーズが多く、いずれも前回の調査結果から割合が高くなっています。

さらなる高齢化や障がいの重度化等により、身近な地域の支援を必要とする人が多くなることから、ボランティア活動を行いやすい環境を整えるとともに、障がいのある人のニーズに合ったボランティア活動を推進することが求められます。

■ボランティア団体一覧

名称	主な活動内容
朗読ボランティア せせらぎ会	「多世代ふれ愛ベース長瀬」で子どもたちへの絵本の読み聞かせを実施。
手話でお茶会	毎月第3木曜日に、聴覚障がいのある人と交流しながら、手話の勉強会を実施。

(1) ボランティア活動の促進

ボランティア活動を体験することは、さまざまな人との交流を通して、相互に理解を深めることができます。障がいのある人に対するボランティア活動は、障がいのある人のことをより深く理解することができるよい機会となり、また、障がいのある人自身がボランティア活動に参加することは、社会関係が広がることになることから、それらの活動を促進します。

取組	取組内容
ボランティアの育成	◇点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話奉仕員、要約筆記者*など福祉ボランティアの育成を促進します。 ◇社会福祉協議会*と連携して、ボランティア活動の場の開発とコーディネートを促進します。
ボランティア活動の促進	◇児童生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。 ◇ホームページ等を通じボランティア活動状況などの情報を随時提供します。

4 福祉教育の推進

障がい及び障がいのある人への町民の認識と理解を促進するためには、幼少時からの教育が重要であり、小・中学校等の学校教育において、障がいに関する知識及び障がいのある人への理解を深める教育を積極的に推進する必要があります。また、社会全般、地域住民の理解を深めるため、生涯学習の各分野における学習も大切です。

(1) 福祉教育の推進

幼稚園、保育所や学校のすべての過程において、継続して、障がいのある人について正しい理解を促すための体験学習や交流学習の充実に努めます。

取組	取組内容
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇小・中学校の通常の学級と特別支援学級及び特別支援学校の交流を推進します。 ◇福祉協力校を一層拡充します。(小学校・中学校・高校等の学童・生徒を対象に、体験活動を含めた学習を通して、社会福祉への理解と関心を高めるとともに、ボランティア活動を通じて地域社会に福祉教育の場を広げ、自らが主体となって学び・考え・行動する中から、社会参加への意義とノーマライゼーションの精神を育むことを目的としています)
生涯学習による福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇福祉施設や障がいのある人に関連する医療機関における体験学習を促進します。 ◇地域及び各職場等に出前講座で担当職員を講師として派遣し、障がい及び障がいのある人への理解を深める研修及び啓発を推進します。

基本目標2 健康で生き生きとした暮らしの推進

【保健・医療】

1 障がいの発生予防・早期発見・早期治療

障がいの早期発見、早期治療、継続的治療は障がいのある人への支援の基本です。障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療を図るため、母子保健対策としては、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳2か月児健康診査を行っています。

母子保健活動の相談や健康診査及び訪問活動では、近年増加している育児不安や虐待予防、こころの健康づくり対策についても取組を強化する必要があります。

また、壮年期以降の疾病等による障がいの発生も多く、生活習慣病等の疾病対策も重要な課題であることから、健康づくりを推進するために、講演会、健康教室等を開催して、健康についての意識を高めるとともに、各種健診を実施して疾病の早期発見・早期治療に努めています。

(1) 母子保健事業の充実

妊産婦、新生児及び乳幼児の疾病の予防や異常の早期発見を図るため、また、育児不安を持つ母親が増えている状況など新たな課題に対応した母子保健の充実に努めます。

取組	取組内容
妊産婦健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇乳幼児・妊産婦の健康管理のため、年代に応じた各種健康診査の充実に努め、障がいの早期発見、早期対応を図ります。 ◇健康診査において異常が認められた乳幼児や家族及び妊産婦に対して十分な援助ができるよう関連機関との連携を強化します。
先天性代謝異常等検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇心身障がいの原因となる先天性代謝異常を発見するため、検査等の事業を推進します。
相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇乳幼児の発達・発育支援、保護者の育児不安の解消などを図るための育児相談事業を推進します。 ◇遺伝相談など疾病予防のための相談事業を推進します。 ◇妊産婦、乳幼児を対象とした各種保健教室を実施し、育児相談等に応じます。
訪問相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇妊産婦、新生児及び乳幼児を対象とした訪問、相談事業をさらに充実し、適正な訪問指導を実施します。

(2) 成人保健事業の充実

生活習慣病予防教育、健診の受診率向上を図るとともに、生活習慣病や疾病による後遺障害を予防するため、適切な生活習慣をとおして自ら健康管理ができるよう成人保健事業の充実に努めます。

取組	取組内容
健康相談・健康教育の充実	◇生活習慣病の予防や健康増進などの知識の普及を図るための、各種健康教室を開催します。
障がいのある人の在宅への訪問指導	◇障がいのある人が規則正しい生活を送れるように、介護方法や家庭でできるリハビリテーションの指導を実施し、寝たきり予防を推進します。

(3) 精神保健対策の充実

精神障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、保健・医療・福祉等と地域住民の自主的な活動組織の育成・支援が必要です。そのため、医療機関におけるチーム医療の推進やリハビリテーション医療の充実など医療機関や保健所等と連携を図りながら相談体制の充実に図ります。

取組	取組内容
相談体制の充実	◇保健所、医療機関、サービス提供事業所など、各関係機関が協力しつつ、健康や日常生活などについての相談体制を充実させ、精神障がいのある人の社会復帰や自立生活の促進を図ります。 ◇引きこもり、思春期や青年期の精神障がいなどの特定の障がいに対する相談体制の充実に図ります。

(4) 難病保健対策の充実

難病は、高度かつ専門の医療が必要であるとともに、療養生活が長期にわたり、看護と介護に多大な労力を要することなどから、緊急時の医療はもとより在宅療養における環境整備の充実など、保健・医療・福祉が連携し、患者・家族のQOLの向上のための各種支援事業の充実に図ります。

取組	取組内容
生活の質（QOL）の向上	◇本人、家族の経済的・身体的・精神的負担の軽減を図るため、在宅サービスの利用を推進します。 ◇ニーズに合った福祉用具の利用に関する相談や援護方法などの情報提供を推進します。

2 医療とリハビリテーションの充実

リハビリテーションは家庭や保育、学校教育等の各段階における生活の基盤や障がいのある人が地域で自立した生活を送る基礎を作るうえできわめて重要です。また、適切な保健・医療サービスやリハビリテーションを受けることは、障がいのある人が地域で自分らしく生活するために不可欠であり、身近な地域において適切なリハビリテーションを受けられるように情報の提供と体制の整備が急がれます。

障がいのある人それぞれのニーズに合った支援ができるように医療を含めた専門機関等の連携や保健・医療サービス、リハビリテーション体制の充実に努めていく必要があります。

(1) 二次障がい発生予防の充実

障がいに伴う二次障がい及び合併症を予防するため、定期的な医学管理及び本人、家族への情報提供を行います。また、障がいの早期発見及び障がいに対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障がいの軽減並びに重度化・重複化、二次障がい及び合併症の防止を図るとともに、障がいのある人に対する適切な保健サービスを提供します。

取組	取組内容
健康相談事業の充実	◇障がいに伴う二次障がいの発生予防等のために、障がい者週間*等の相談しやすい場面を活用して、障がいのある人の健康相談や健康診査等の保健対策の一層の充実を図ります。
保健・医療・福祉の連携の推進	◇障がいが発生した初期の段階で本人、家族に対し、障がいを軽減する各種サービスの紹介等を実施し、精神的支援を図ります。 ◇治療のための医療体制の整備、定期的医学管理等の推進について、医療機関との連携強化に努めます。

(2) リハビリテーション体制の推進

障がいのある人の自立を促進するためには、障がいに応じた適切な医療とリハビリテーションが受けられるよう、実施体制を充実することが必要です。

そのため、医療部門におけるリハビリテーション体制の整備・充実を図るとともに、理学療法士*、作業療法士*等の専門職との連携に努めます。

取組	取組内容
リハビリテーション医療施設の整備	◇リハビリテーション機能の充実を医療施設に働きかけます。
人材の確保の推進	◇理学療法士、作業療法士等の人材の養成・確保を医療機関とともに検討、推進します。

(3) 訪問指導体制の充実

保健師が障がいのある人の住まいを訪ね、障がいのある人の病状や生活上の相談を受け、必要な援助を行います。実際の生活の場を訪ねることで、より具体的に相談や援助が受けられ、障がいのある人自身が障がいとうまく付き合い、良好な地域生活、家庭生活を送れるようサービスの充実に努めます。

取組	取組内容
訪問指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇在宅で療養する難病患者等に対して、保健師等が患者を訪問し、指導援助を行っていますが、この事業をより一層充実します。 ◇療養、看護、機能訓練などを必要とする人に対して、保健師等が各家庭を訪問し、指導援助を行っていますが、この事業をより一層充実させます。

(4) 医療費支給の実施

医療や通院に係る医療費の軽減により、本人の生活の安定と福祉の充実に努めます。

取組	取組内容
重度心身障害者医療費支給の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇重度の心身障害者医療費の一部負担金を助成します。 ◇重度心身障害者医療費支給制度の周知を図り、制度の利用を推進します。
自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の給付	<ul style="list-style-type: none"> ◇障がいを除去または軽減する医療（更生医療、育成医療）及び精神疾患に対する通院医療（精神通院医療）の周知を図り、利用を推進します。
ひとり親家庭等の医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ◇母子家庭、父子家庭、養育者家庭や父又は母に一定の障がいがある家庭の児童（一定の障がいがある児童は20歳まで）を育てている家庭に対し、医療費の一部負担金を助成します。

基本目標3 自立した生活を支援するサービスの充実

【生活支援】

1 生活支援体制の整備

障がいのある人が、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていきたいという考え方は当然のことです。このことを踏まえ、障がいのある人が、できる限り主体的に自立生活を送れるようにするための選択肢を広げ、生活の質の向上を実現できるように施策を推進する必要があります。

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、すべての障がいのある人に対して豊かな地域生活の実現に向けた取組を推進します。

(1) 福祉サービスの充実

障害者総合支援法の基本は、障がいのある人が安心して暮らすことできる地域づくりを目指す地域福祉です。これに基づいて、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができる支援を行います。

取組	取組内容
適切な福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ◇サービス等利用計画の作成支援を通じ、障がい福祉サービスを必要としている方に適切な支援が行き渡るよう取り組みます。 ◇障がいのある人のニーズに対応したサービス提供につなげるため、アンケートやヒアリングを実施し、福祉ニーズの収集に努めます。
人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ◇町職員の障がいに対する理解を深め、職員の資質・意識の向上に努めます。 ◇町の福祉課題等について、職員による共有・連携を充実し、障がいのある人の施策に取り組みます。
福祉サービスの拡充 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ◇医療的ケア児者受入事業所のスタッフの研修を実施し、受入体制の拡充を図ります。 ◇医療的ケア児者受入事業所設備整備費に対し補助金を交付し、受入体制の拡充を図ります。

(2) 経済援助の周知

障害者手帳の等級に応じた公的サービスには、JR・私鉄・タクシー運賃等の割引や、税金の控除、NHK受信料の免除等、さまざまな割引制度があるので、関係機関と協力して周知していきます。また、公的年金制度、各種手当制度等の周知も図ります。

取組	取組内容
情報提供の充実	◇ホームページ、広報紙等で情報を提供し、必要なサービスを利用できるように努めます。

(3) 福祉機器の利用促進

障がいのある人が自立して社会活動に参加していくうえで、福祉機器は障がいのある人を暮らしやすくし、介護者の負担を軽くします。町では、補装具*の給付・修理と、日常生活用具の給付・貸出を行っています。

これらの事業を周知して内容を充実していくことや、その他情報提供を望む障がいのある人のために新しい福祉関係器具を適宜紹介していきます。

取組	取組内容
福祉機器に対する理解と利用の促進	◇福祉行事等において、保健師や作業療法士、関係業者による相談等を行い、利用者にあった各種福祉機器や介護用品を考え、適切な利用促進に努めます。
福祉機器の給付などの実施	◇身体障がいのある人の身体的欠損や心身機能の損傷を補い、日常生活や就業を容易にするため、補装具の給付、修理を行います。 ◇在宅や重度障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台や浴槽などの日常生活用具の給付を行います。

2 生活の安定

障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重されるとともに、地域において安心して生活できることを基本に、自己選択と自己決定を基本に住み慣れた地域の中で生活し、社会参加できる環境づくりが求められています。

障がいのある人が社会参加するうえで、身近な相談・支援体制の確立や障がいのある人の権利擁護の推進を図る必要があります。

このため、福祉サービスの量的・質的充実、福祉サービス従事者の資質の向上、福祉サービス情報の提供促進を図る必要があります。

(1) 相談支援体制の強化

障がいがあるために十分な判断ができにくい人、自己の表現が困難な人に対する支援は障がいのある人の意志をくみ取って、利用者本人の「主体性」を尊重して行う必要があります。このため、基幹相談支援センターとの連携を図ります。

取組	取組内容
相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域における相談支援、社会参加・自立支援に向けたあらゆる相談に応じられるよう相談・指導・支援体制の確立に努めます。 ◇町委嘱の「障害者相談員」を配置しています。 ◇基幹相談支援センター（令和3年1月に開設）において、専門の職員が障がいのある人や関係機関からの相談に対応します。
相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、障がいのある人の自立等に必要な相談支援体制を実施します。 ◇地域の障がいのある人への福祉に関する中核的な役割を持つ地域自立支援協議会を活用し、相談支援や地域の課題を協議し、相談支援体制の強化充実に努めます。

(2) 権利擁護の推進

権利が侵害されやすい障がいのある人が安心して生活することができるよう、専門相談など障がいのある人の基本的権利を擁護する支援体制の整備に努めます。

取組	取組内容
権利擁護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇成年後見制度等を活用し、積極的に障がいのある人の権利を守るよう努めます。また、福祉サービスの利用に関しては契約の必要があるため、成年後見制度により円滑に利用できるよう努めます。経済的に成年後見制度の利用が困難な場合についても、だれでも利用できるよう支援します。
虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇虐待は障がいのある人の人権を著しく侵害し、心身の健康または生命に深刻な影響を及ぼす行為です。町では、町民の協力を得て、虐待を受けている（又はを受けていると思われる）児童、高齢者や障がいのある人の早期発見と迅速な安全確認を行うことや、虐待の周知による防止を図り、虐待を認めない地域社会の構築を目指します。通報・相談窓口を設置しています。

基本目標4 一人ひとりにふさわしい教育環境の推進

【教育・育成】

1 早期教育の充実

障がいのある子どもへの教育は、その可能性を最大に伸ばし、将来社会的に自立して生活していくことができるように、その基本を習得させることが最大の目的であり、障がいのある子ども一人ひとりの成長の各段階に応じた適正な就学の推進が必要です。

教育・育成施策の推進にあたって、心身障がいのある子どもの成長のあらゆる段階において、一人ひとりの障がいの特性等に応じた合理的な配慮を展開することにより、もっとも適切な教育・育成の場を確保するという基本的視点に立った、諸条件の整備が求められます。また、障がいのある子どもに提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の教育的ニーズに最も確にこたえる指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備が重要です。

障がいのある子どもの願いを大切に、多様で適切な教育の場を提供するとともに、社会的な自立や参加を可能な限り実現するため、関係機関の連携による総合的な進路指導など、教育の一層の充実を図る必要があります。

(1) 就学指導、教育相談の充実

障がいのある子どもの保育や養育を効果的に行うためには、保護者との相談を充実させ、個々のニーズに応じた対応が大切です。

在宅の子どもたちについては町の事業を通して、育児不安や発達相談指導の充実を図るとともに、障がいに対する早期発見、早期対応に努めます。

取組	取組内容
早期教育と教育相談の充実	◇早期教育を総合的に推進するため、特別支援学校、障がい児施設、保育所、幼稚園等と連携を強化します。 ◇就学前の幼児を対象にした巡回教育相談を実施し、適正就学を促進します。

(2) 指導内容の充実

心身に障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するために、本人や保護者のニーズや障がいの実態に応じた適切な就学指導の実施、教育内容の充実、教育環境の整備などにより、特別支援教育の充実を図ります。

取組	取組内容
教育・指導内容の充実	◇特別支援学級を担当する教職員の研修会・交流会の実施と参加などにより教育・指導内容の充実を図ります。 ◇特別支援学級の設置校の全教職員についても研修会を実施するなど、特別支援教育についての意識啓発を行います。

2 特別支援教育の推進

特別支援教育とは、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症*を含めて障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援をするものです。

障がいのある子どもに対する心身の育成は、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加につながります。このため、健康診査等により障がいの早期発見を図り、成長の段階や障がいの程度に応じて適切な療育を実施する体制を充実することが重要です。また、障がいのある子どもの学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援の必要性から、これまで進めてきた教育・療育の施策を活用しつつ、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して障がいのある子どもや保護者に対する効果的な相談・支援体制の構築が求められます。

(1) 療育環境の充実

障がいの早期発見から速やかに療育へ移行できる体制を整備します。また、療育環境の充実を図るとともに、相談窓口の設置を行います。さらに、担当職員の資質の向上を図るため研修等を充実します。

取組	取組内容
特別支援教育の推進	◇児童・生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた支援が受けられるよう、必要に応じて関係機関との連携を図るとともに、各学校における支援体制や学校施設の整備充実等に努めます。
担当教員の資質の向上	◇特別支援教育担当者の指導力の向上、関係機関との連携協力体制の構築により、教員及び療育に関わる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や資質・指導力の向上に努めます。

3 交流教育の推進

障がいのある子どもの生活経験を深め、主体的に生活する態度を養い、社会性や人間性を育むために、小・中学校及び高等学校の児童生徒や地域の人々と活動をともにする交流教育の推進が必要です。

(1) 多様な交流の機会の提供

改訂された小・中学校及び高等学校の学習指導要領に特別支援学校などとの連携や交流が新たに位置付けられたことに伴い、総合的な学習の時間等で交流教育をより一層推進します。

取組	取組内容
小、中学校児童生徒や地域との交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇障がいのある人たちの正しい理解と認識を深めるために、近隣の社会福祉施設（障がい福祉サービス事業所等）と児童生徒との交流が図られるよう努めます。 ◇社会福祉施設等の行事に、児童生徒のほか、地域の町民も交えた交流を支援・推進します。
キャップ・ハンディ体験会*	◇障がいに関する知識と障がいのある人への理解と促進を図るため、キャップ・ハンディ体験会を開催します。

基本目標5 生きがいを持った暮らしの推進

【雇用・就労】

1 雇用・就労の促進

障がいのある人が適性と能力を發揮して就業することは、経済的に自立することや自分の活動の場を広げることにつながり、地域社会で自立した生活を送るうえで大変重要です。また、障がいのある人の働く意欲は高まっていますが、就労をめぐる環境は厳しい現状があります。

アンケート調査では、障がいのある人が働くために重要なこととして、「職場、上司、同僚の理解」が16.8%で最も多く、以下「賃金・工賃の充実」と「特性に配慮した職場環境」が14.2%などとなっており、理解や配慮、賃金・工賃に関することが特に重要視されています。

このため、障害者雇用促進法の周知に努めるとともに、さまざまな関係機関と連携し、雇用・就業を支援する必要があります。

(1) 障がいのある人の雇用の場の拡大

障がいのある人が可能な限り一般の企業に就業することができるよう、秩父公共職業安定所と連携するとともに、一人ひとりの障がいの違いを周囲に理解してもらう役目のジョブコーチ*の制度やトライアル雇用*制度の利用を促進します。

また、障害者法定雇用率の遵守を企業へ働きかけ、「事業主が障がいのある人を雇用することは社会的責務である」という考えの定着に努めます。

さらに、一般の企業に雇用されることが困難な障がいのある人のため、就労支援施設においての福祉的就労を支援するとともに、就労支援施設の活動を支援します。

取組	取組内容
雇用機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ◇障がいのある人の就労促進のため、就労相談や就労情報の提供を推進します。 ◇公共職業安定所などの関係機関との連携を深めるとともに、障がいのある人の一般就労促進のための啓発広報に努めます。
雇用・就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇就労を希望する障がいのある人が、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を受ける「就労移行支援」を推進します。 ◇障がいのある人の側に立つ就労援助者が職場に出向いて仕事をともにするジョブコーチ制度の普及を図ります。 ◇就労と生活全般の安定を図るため、職場訪問、家庭訪問などによる就労支援体制の充実を図ります。

取組	取組内容
障害者就労施設等からの物品等の調達	◇平成25年4月に施行された国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき策定された、長瀬町障害者優先調達推進方針により、障害者就労施設等からの調達を推進します。

2 福祉的就労の促進

一般就労が困難な人に対しては、福祉的就労の場の確保とともに、社会的自立に向けた支援施策の充実が必要になります。

また、障がいのある人が働く場合、就労先の開拓や斡旋、職業研修、定着支援、就業フォロー、相談、ひいては生活全般への支援といったものが密接に関連して初めて成り立つものであり、町においても就労面と生活面を総合的に支援するための体制づくりが必要です。

本町では、障がいのある人や高齢者との共生施設として「長瀬町高齢者障がい者いきいきセンター」を設置し、平成26年度から就労継続支援B型施設を運営しています。

今後は、民間団体や家族団体による作業所設置への支援や公的分野における短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労の場の更なる充実が求められます。

(1) 福祉的就労の促進

一般企業に雇用されることが困難な障がいのある人の就労自立に向けて指導訓練等を行うため、自立訓練などの日中活動系サービスの整備の促進を図るとともに、就労能力の育成に努めます。

取組	取組内容
日中活動系サービスの確保	◇自立した生活、社会参加を支援する就労継続支援や障がいのある人の日常生活の充実を図る自立訓練などのサービスの確保は、町単独の施設整備ができない状況でしたが、平成24～25年度にかけて国の交付金を活用して、高齢者との共生施設として長瀬町高齢者障がい者いきいきセンターを設置し、就労継続支援B型施設として運営しているほか、近隣市町と連携して更なる確保を図ります。

基本目標6 安全に安心して暮らすことのできるまちの推進

【生活環境】

1 福祉のまちづくりの推進

建築物、道路、交通機関などにおける物理的な障壁を除去することは、障がいのある人の自立と社会経済活動への参加を促進するための基礎的な条件です。こうした生活環境面での改善は、行政、民間事業者、町民が一体となって取り組まなければなりません。

建築物や道路の段差の解消、エレベーターの設置、出入口の自動ドア化などは、すべての人にとって安全で快適かつ便利なものです。各種の施設・設備の整備にあたっては、障がいのある人のために特別に行うのではなく、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザイン*という考え方を取り入れる必要があります。

(1) バリアフリーの推進

高齢化や障がいの重度化等により身体機能の低下した人やさまざまな障がいのある人が、生き生きと生活できるまちこそが、すべての人にとって、やさしく暮らしやすいまちであるとの観点に立ち、高齢者や障がいのある人、子どもなど、すべての人が家庭や地域とともに暮らし、安心して生活することができる社会を作るという「ノーマライゼーション」の理念に基づき、既存の町の施設の計画的なバリアフリー化やすべての人が使いやすいユニバーサルデザイン化を推進します。

取組	取組内容
公共的建築物のバリアフリー化	<p>◇不特定多数の人々が利用する建築物で新築されるものについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、建築主に対する必要な指導及び助言等を行います。</p> <p>◇公共建築物などに、点字表示による案内板の整備を進めます。</p>
町内の建築物のバリアフリー化	<p>◇新たに建設する建築物は、バリアフリー化を推進します。</p> <p>◇既存の建築物については、改善可能で緊急性の高いものから順次改善します。</p> <p>◇町の施設内のトイレには、多目的トイレの設置、重度の障がいのある人を含めたおしめ交換用ベッドの設置を図ります。町役場庁舎1階の多目的トイレにはオストメイト配慮設備を設置しています。</p>
公園のユニバーサルデザイン化	<p>◇障がいのある人の健康づくりや野外活動、障がいのない人々とのふれあい・交流の機会（場）として、公園の整備を推進し、公園の入口の段差解消、園路のスロープ化、車いす対応の水飲み場、多目的トイレの設置など、公園の充実を図ります。</p>

(2) 住宅の整備

障がいのある人が地域で安心して生活できるように、障がいのある人の日常生活に配慮した住宅の整備を促進します。

取組	取組内容
町営住宅の整備	◇新設の町営住宅については、住宅内部の段差の解消等バリアフリー化を推進し、身体機能の低下に配慮した長寿社会対応仕様の誰もが住みやすい住宅を整備します。また、既存の町営住宅についてもバリアフリー化を推進します。
民間住宅の整備	◇重度の身体に障がいのある人の在宅生活を支援するため、居宅改善整備事業の利用促進を図ります。

2 移動・交通対策の推進

高齢社会の進展と障がいのある人の社会参加の要請が高まるなか、地域における高齢者や障がいのある人等の移動手段としての福祉交通が注目されるようになっていきます。

アンケート調査では、外出時に不便に感じることについて、「介所者がいないと外出できない」と「建物の入口や内部の段差や階段」がともに20.6%で最も多くなっています。

そのため、移動に支援を必要とする人に対して、通勤、通学、通院など日常的な活動を円滑にするための外出支援の充実やバリアフリー環境の整備が求められます。

(1) 交通環境の整備

障がいのある人が健康で生きがいを持って生活していくためには、外出の機会を増やすことが重要です。障がいのある人が行きたい所へスムーズに行ける道路等の整備に取り組みます。

取組	取組内容
道路・歩道等の整備	◇音響信号機、視覚障害者誘導用ブロック等の整備を促進します。 ◇歩道の拡幅、段差の解消、交差点の改良等を進めます。 ◇車いす使用者用駐車スペースの確保、多目的トイレの設置を図ります。 ◇障がいのある人の通行の妨げとなる歩道にはみだした商品、看板等の除去を目指した啓発を推進します。

3 防災・防犯対策の推進

近年、高齢者や障がいのある人への犯罪や虐待などの人権侵害や悪質商法による消費者被害が多くなっており、身近な地域で気軽に相談できる相談窓口や緊急通報システム、多様な通信手段を活用した消防や警察への緊急通信体制の情報の周知を図る必要があります。また、災害時の避難誘導などの災害時要援護者に対する支援は、家族や地域住民が中心となることから、日頃からの地域との連携が必要です。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染防止対策や関係機関等と連携した支援体制を整備していくことが求められます。

アンケート調査では、災害時の避難場所の認知度は高まっているものの、ひとりで避難することができない人が27.1%となっており、地域住民の協力による避難支援体制の確保が求められます。また、災害発生時や避難所での生活について不安に思うことは、「必要な薬があるか」が36.1%で最も多く、以下「避難所まで移動できるか」が32.3%、「他の避難者が障がいや症状について理解してくれるか」が29.0%、「避難先でプライバシーが保てるか」が28.4%などとなっており、災害発生時のさまざまな不安への対策を講じる必要があります。

(1) 防災・防犯意識の高揚

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するため、障がいのある人はもとより関係団体、住民等の連携による防災・防犯意識の高揚を図り、障がいのある人の状況、特性等に応じた防災・防犯対策が的確に講じられるよう、支援体制を整備します。

取組	取組内容
防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇講習会などを通じて、障がいのある人を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。 ◇救急知識の普及・啓発のため、町民、事業所、各種団体に対して、救命講習会等を開催します。 ◇障がいのある人を災害から守るための防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域や社会福祉施設等において、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導します。 ◇長瀬町避難支援プランに基づき、避難行動要支援者*名簿および個別計画の作成を行います。 ◇長瀬町地域防災計画に基づき、福祉避難所の整備を行います。
防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇悪質商法などによる障がいのある人の被害を未然に防止するための消費者教育、情報提供体制の強化を図ります。 ◇障がいのある人が不当な訪問販売等の被害に遭わないようにするための消費生活相談などの支援体制を充実します。

(2) 緊急時の情報提供・通信体制の整備

障がいのある人を犯罪や災害から守るため、地域の防犯・防災ネットワークづくりや緊急通報システムの拡充など、安全な暮らしを確保するための基盤づくりを推進します。

取組	取組内容
災害情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇各種防災関係機関との密接な連携を図りながら、連絡調整・役割分担のあり方について検討し、体制整備を進めます。 ◇障がいのある人自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム等の通報を確保し、緊急時の対応を図ります。

(3) 感染症対策の充実

新型コロナウイルス感染症等の感染症が発生しても、障がいのある人が安心して生活していくことができるよう、感染症対策を充実します。

取組	取組内容
感染予防・感染拡大の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇感染症対策についての周知啓発を行うとともに、「新しい生活様式」を踏まえた地域の支え合いや感染防止対策について検討していきます。 ◇感染症発生に備えて、必要な物資の備蓄や支援体制の整備等を行います。
感染症発生時の対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇感染症発生時のサービス提供体制や町と関係機関との連携体制等について検討していきます。

基本目標7 心豊かに充実した暮らしの推進

【スポーツ・文化芸術】

1 文化芸術活動への参加の促進

人の生活の質を向上させるうえで、文化芸術活動は重要な役割を果たします。そのためには、その人自身が参加への意欲を持ち努力をするとともに、すべての人が社会参加できるような環境づくりを進めることが重要な条件であり、障がいのある人の文化芸術活動への参加を促進するとともに、施設の充実や創作的活動等への支援が必要です。

(1) 文化芸術活動の充実

文化芸術活動等による交流は、障がいのある人の社会参加やリハビリテーションにも有効であり、ノーマライゼーション理念を広く浸透させるためにも重要です。

障がいの種別を越えた連帯やさまざまな人との交流を一層深め、社会参加を通じた生活の質（QOL）の向上を図るとともに、当事者の自己実現を図れるよう条件整備に努めます。

取組	取組内容
文化芸術活動の充実	<p>◇各種の催しにおいて、手話通訳者の配置や車いすスペースの確保など、障がいのある人に配慮した運営を、主催者などに呼びかけます。</p> <p>◇作品展示の機会を充実させ、障がいのある人の意欲を高めていくよう支援します。また、県で実施しているイベントへ、積極的に参加を周知します。</p>

2 スポーツ・レクリエーション活動の充実

障がいのある人のスポーツ・レクリエーションは、社会参加という視点だけでなく、本人の生活の質の向上を図り、ゆとりや潤いのある生活を送るために重要なことです。また、共生社会の実現に向けて、障がいの有無にかかわらず、スポーツ・レクリエーションを楽しむことができる環境づくりを推進することで、「心のバリアフリー」を促進することが求められます。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

障がいのある人のスポーツ・レクリエーション、障がいのある人を含めた町民が一体となったスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

取組	取組内容
スポーツ・レクリエーション活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇各種障がい者スポーツ・レクリエーション大会を支援するとともに、参加機会を拡充します。 ◇障がいのある人の楽しめるスポーツの充実を図ります。 ◇各種スポーツ大会の開催、スポーツ・レクリエーション教室の開催等、生涯を通じてできるスポーツの充実を図ります。 ◇既存体育施設は、障がいのある人に利用しやすいよう、バリアフリー化を推進します。

第5章 数値目標及び見込量

第1節 数値目標

地域生活移行や就労支援といった課題に関し、令和8年度を目標年度として、次のとおり数値目標を設定します。なお、それぞれの目標値は、国の基本指針や県の考え方等を勘案して、本町の現状や課題等を踏まえて設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

国の基本指針では、令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本としています。

埼玉県では、福祉施設の入所待機者が年々増加しており、特に強度行動障がいや重度の重複障がいなどによる地域生活が困難な人が多数入所待ちをしている状況であることから、令和8年度末の目標値について、地域生活移行者数は国と同様の6%以上とするものの、施設入所者の削減数の数値目標は設定しないと定めています。

本町では、本県の事情を勘案した埼玉県の考え方に従い、目標値を定めます。

■目標値

項目	数値	備考
令和8年度までの地域生活移行者数	1人	令和4年度末時点の施設入所者数（11人）

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、地域援助事業者との重層的な連携による支援体制を構築します。

国の基本指針では、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となるため、活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要であるとされています。

埼玉県は、国の基本指針と同様の考え方としており、本町では、国及び埼玉県の考え方に従い、目標値を定めます。

■目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	22人	22人	22人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	検討	検討	検討
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	2人	2人	2人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	2人	2人	2人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人

3 地域生活支援拠点等の充実

地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数、コーディネーターの配置人数について目標値を設定します。

国の基本指針では、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とするとされています。また、強度行動障がい等を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい等を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とするとされています。

埼玉県では、国の基本指針と同様の考え方としており、本町では、1市4町（秩父市、長瀬町、横瀬町、皆野町、小鹿野町）の共同により実施します。

■目標値

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1市4町（秩父市、長瀬町、横瀬町、皆野町、小鹿野町）による整備
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	年1回	
コーディネーターの配置人数	1人	

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

国の基本指針では、就労移行支援事業等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者の数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とし、就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本としています。また、就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.28倍以上を目指すこととし、就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本としています。

埼玉県は、国の基本指針と同様の考え方としており、本町では、国及び埼玉県の考え方に従い、目標値を定めます。

■目標値

項目	数値	備考
令和8年度の一般就労移行者数	1人	令和3年度実績：0人
就労移行支援事業利用者数	1人	令和3年度実績：0人
就労継続支援A型事業利用者数	1人	令和3年度実績：0人
就労移行支援B型事業利用者数	1人	令和3年度実績：0人
令和8年度就労定着支援事業利用者数	1人	令和3年度実績：0人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	1箇所	令和8年度の就労移行支援事業所数：1事業所
	100%	
就労定着率が7割以上の事業所	1事業所	令和8年度末時点の就労定着支援事業所数：1事業所
	100%	

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の体制整備を進めるため、令和8年度における児童発達支援センターの設置数や医療的ケア児等コーディネーターの配置等について目標値を設定します。

児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することが求められています。

国の基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置し、児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本としています。また、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保すること、令和8年度末までに、県及び各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

本町では、1市4町（秩父市、長瀨町、横瀨町、皆野町、小鹿野町）による確保を基本としますが、町内の現状やニーズ等を勘案し、支援体制の整備に努めます。

■目標値

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	1市4町（秩父市、長瀨町、横瀨町、皆野町、小鹿野町）による設置
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	1市4町（秩父市、長瀨町、横瀨町、皆野町、小鹿野町）による確保
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	有	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	

6 相談支援体制の充実・強化等

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制を充実・強化するための目標値を設定します。また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするために必要な協議会の体制を確保することについて目標値を設定します。

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。

本町では、1市4町（秩父市、長瀬町、横瀬町、皆野町、小鹿野町）の共同による体制の強化を図ります。

■目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターにおける総合的、専門的な相談支援	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言件数	110件	110件	110件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	110件	110件	110件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	60回	60回	60回

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるため、令和8年度末までの障害福祉サービス等に係る各種研修の活用について目標値を設定します。

基本指針では、県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとされています。また、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

■目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービスに係る各種研修の活用	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払いシステムによる審査結果の共有及び確認	1回	1回	1回

第2節 障害福祉サービスの事業体系

本町における障がい福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」、児童福祉法に基づく「障がいのある子どもへの支援」の3つのサービスで構成されています。



第3節 障害福祉サービスの見込量

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		5	5	5	5	5	5
月利用量(時間)		114	102	100	100	100	100

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人または知的障がい・精神障がいのある人で、常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		0	0	0	0	0	0
月利用量(時間)		0	0	0	0	0	0

(3) 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		0	1	1	1	1	1
月利用量(時間)		0	30	30	30	30	30

(4) 行動援護

障がいのある人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な援助を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		1	1	1	1	1	1
月利用量(時間)		12	12	12	12	12	12

(5) 重度障害者等包括支援

重度の障がいのある人で、常に介護を必要とし、介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		0	0	0	0	0	0
月利用量(時間)		0	0	0	0	0	0

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

障害者支援施設等において、常時介護を要する障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		16	15	15	15	14	14
うち重度障がい		0	0	0	0	0	0
月利用量(人日)		293	306	300	300	280	280

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障がいにつき、障害者支援施設若しくはサービス提供事業所において、又は障がいのある人の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		0	0	0	0	0	0
月利用量(人日)		0	0	0	0	0	0

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいのある人につき、障害者支援施設若しくはサービス提供事業所において、又は障がいのある人の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		2	2	2	2	2	2
月利用量(人日)		43	42	42	42	42	42

(4) 就労選択支援【新規】

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)					0	1	1

(5) 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		0	3	3	3	3	3
月利用量(人日)		0	40	39	39	39	39

(6) 就労継続支援(A型)

企業等に就労することが困難な障がいのある人のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		2	2	2	2	2	2
月利用量(人日)		31	20	20	20	20	20

(7) 就労継続支援(B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、通常の事業所に雇用されていた人で、年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		26	28	28	27	27	26
月利用量(人日)		451	458	448	432	432	416

(8) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		0	0	0	1	1	1

(9) 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がいのある人であって、常時介護を要する人に、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		0	0	0	0	0	0
月利用量(人日)		0	0	0	0	0	0

(10) 短期入所

居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に、当該施設への短期間の入所により、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
福祉型							
利用者数(人)		2	4	4	4	4	4
月利用量(人日)		11	8	8	8	8	8
医療型							
利用者数(人)		0	0	0	0	0	0
月利用量(人日)		0	0	0	0	0	0

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活への必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		0	0	0	0	0	0

(2) 共同生活援助

地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		15	17	17	16	16	16
うち重度障がい		0	0	0	0	0	0

(3) 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、主に夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		11	11	11	11	11	10

(4) 地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが求められています。

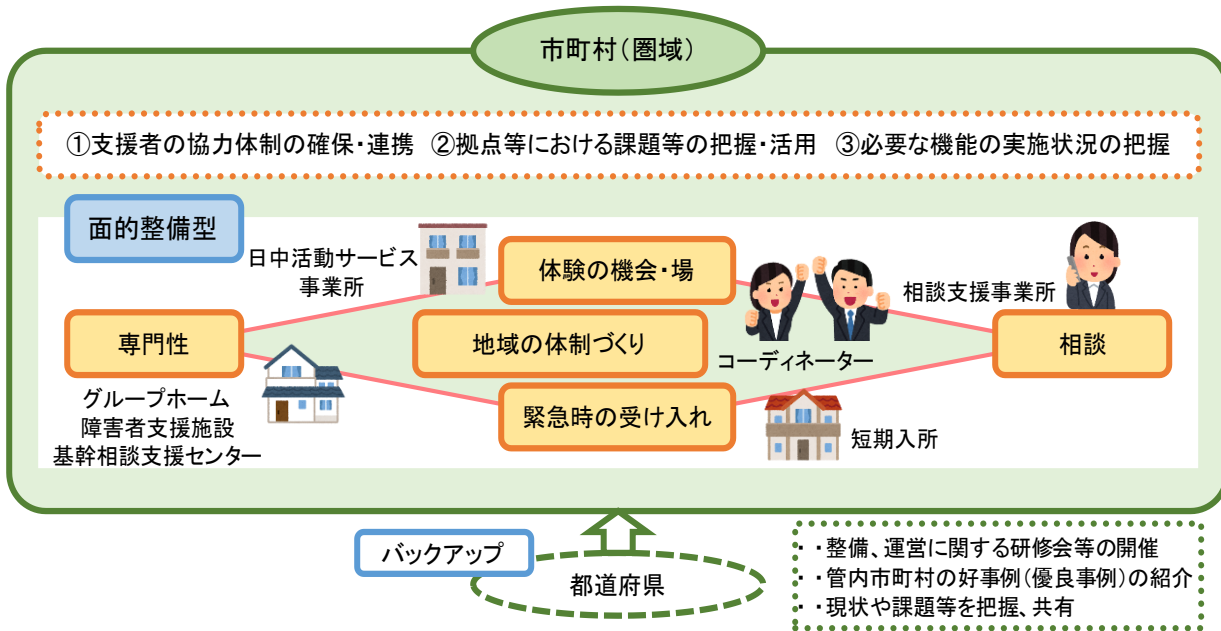
居住支援のための主な機能として、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つが柱とされています。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
設置か所(か所)		0	0	0	1	1	1
コーディネーター(人)		0	0	0	1	1	1
機能検証及び検討(回)		0	0	0	1	1	1

■地域生活支援拠点等（厚生労働省のイメージ図を参考に作成）

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会を活用して検討



4 相談支援サービス

(1) 計画相談支援

障がいのある人の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

(2) 地域移行支援

障害者支援施設に入所している障がいのある人や精神科に入院している精神障がいのある人に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障がい福祉サービス提供事業所等への同行支援等を行います。

(3) 地域定着支援

単身者あるいは家庭の状況により同居している家族に支援を受けられない障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
計画相談支援(人)		52	53	52	51	50	50
地域移行支援(人)		0	0	0	0	0	1
地域定着支援(人)		0	0	0	0	0	0

5 障がいのある子どもへの支援

(1) 児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		8	7	7	7	7	7
月利用量(人日)		64	16	14	14	14	14

(2) 医療型児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態により治療も行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		0	0	0	0	0	0
月利用量(人日)		0	0	0	0	0	0

(3) 放課後等デイサービス

学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供します。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		9	9	9	9	9	9
月利用量(人日)		89	113	117	117	117	117

(4) 保育所等訪問支援

保育所などを現在利用している子ども、または今後利用する予定のある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施します。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		0	0	0	0	0	0
月利用量(人日)		0	0	0	0	0	0

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がいなどの重度の障がいがあり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		0	0	0	0	0	0
月利用量(人日)		0	0	0	0	0	0

(6) 福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

障がいのある子どもに対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療等を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		0	0	0	0	0	0
月利用量(人日)		0	0	0	0	0	0

(7) 障害児相談支援

障がいのある子どもの自立した生活を支え、障がいのある子どもの抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		13	12	12	12	11	11

(8) 医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成及び配置について検討します。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
配置人数(人)		0	0	0	0	0	1

6 発達障がいのある人等に対する支援

発達障がいのある人等の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がいのある人等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要です。また、発達障がいのある人等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要です。

7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築が求められています。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。

8 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制については、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等重層的な仕組みが構築されてきていますが、相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが求められています。

9 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとされています。

また、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することとされています。

第4節 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

1 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人たちが日常・社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人たちの理解を深めるための研修・啓発を行います。

2 自発的活動支援事業

障がいのある人たちが自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がいのある人たち、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

3 相談支援事業

障がいのある人たちに対応した一般的な相談支援を行います。地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせた支援が重要となります。

(1) 障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施か所(か所)		3	3	3	3	3	3

(2) 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会では、関係者が地域の課題についての情報を共有するとともに、相談事業の評価や困難事例への対応等に係る協議・調整を行います。また、障がいのある子どものライフステージに応じた適切な相談支援や、自立支援協議会を中心とした地域の関係機関によるネットワークを構築するなかで、障がいのある人等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応と再発防止等についてのシステムの整備を行います。また、障がいのある人に関する普及・啓発の取組についても協議していきます。

(3) 基幹相談支援センター等強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に設置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援の強化を図ることを目的とします。

(4) 住宅入居等支援事業

一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら保証人がいない等の理由で入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい・精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部または一部を助成するサービスです。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		0	0	0	1	1	1

5 成年後見制度法人後見支援事業

平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、成年後見制度の利用促進を目的として創設された事業です。成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

近隣市町や関係機関等との連携・調整を図り、支援体制の整備に努めるとともに、情報提供を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		0	0	0	1	1	1

6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、手話通訳者等を派遣する事業によって、きめ細やかな対応ができるよう支援します。また、手話通訳者派遣事務所設置に向けて、秩父地域で検討していきます。

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がいのある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするための手話通訳者や、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
手話通訳者・要約筆記者派遣(人)		2	2	13	15	15	15

7 日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るための用具を必要とする障がいのある人に対して給付を行います。

(1) 介護・訓練支援用具

障がいのある人たちの身体介護を支援する用具や、障がいのある子どもが訓練に用いるいす等の用具です。

(2) 自立生活支援用具

障がいのある人たちの入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具です。

(3) 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がいのある人たちの在宅療養等を支援する用具です。

(4) 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭等の、障がいのある人たちの情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具です。

(5) 排泄管理支援用具

ストーマ用装具等の障がいのある人たちの排泄管理を支援する衛生用品です。

(6) 居宅生活動作補助用具

手すりの取付け、床段差の解消等、障がいのある人たちの移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用です。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
介護・訓練支援用具(件)		0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具(件)		0	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具(件)		1	0	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具(件)		2	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具(件)		124	100	114	120	120	120
居宅生活動作補助用具(件)		0	0	0	1	1	1

8 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した人を養成するための研修を行います。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
修了者数(人)		0	0	0	2	2	2

9 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、複数での利用の支援などへの対応を図り、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の支援を提供します。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数(人)		6	7	7	8	8	8
月利用量(時間)		167	179	188	200	200	200

10 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて創作的活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

地域活動支援センター（I型）は、平成18年度から1か所で実施しており、精神保健等の普及啓発の取組も推進しています。これまでの実施体制を維持し、今後も1か所に対応します。

◎実績と見込量

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施か所（か所）		1	1	1	1	1	1

11 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

(2) 日中一時支援事業

障がいのある人たちの日中における活動の場を確保し、障がいのある人たちの家族の就労支援及び障がいのある人たちを日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

(3) レスパイトケア事業補助金

医療的ケアを必要とする在宅の重度心身障がい児を介護する家族の精神的、身体的負担の軽減を図るため、事業を実施する事業所に対して、補助金を交付します。

(4) 福祉タクシー利用料補助事業

福祉タクシー利用料金の一部を補助することにより、障がいのある人の日常生活の利便を図ります。

(5) 自動車等燃料費給付事業

自動車等の使用に伴う燃料費用の一部を給付することにより、心身に障がいのある人たちの経済的負担の軽減と生活の利便を助長します。

(6) 難病患者通院交通費補助事業

難病の患者が必要とする治療を容易に受けられるようにするため、通院に要する交通費の一部を補助します。

(7) 在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用補助事業

呼吸器機能障がいなどで酸素濃縮装置を利用している在宅酸素療法治療者に対して、装置の使用に要する電気料を補助します。

(8) 身体障害者手帳診断書料助成事業

身体障害者手帳の交付申請のための診断書料の一部を助成します。

(9) 紙おむつ支給事業

在宅で生活しており、寝たきり・常時失禁状態にあるなど、常時おむつを必要とする者に対し、紙おむつを支給します。

◎実績と見込量（利用者数）

区分	年度	実績(令和5年度は見込)			見込量		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
訪問入浴サービス（人）		0	0	0	0	0	0
日中一時支援（人）		2	3	3	3	3	3
レスパイトケア補助（人）		－	－	1	1	1	1
福祉タクシー利用料補助（人）		19	15	15	15	15	15
自動車等燃料費給付（人）		45	43	50	50	50	50
難病患者通院交通費補助（人）		18	6	7	7	7	7
在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用補助（人）		7	5	5	5	5	5
身体障害者手帳診断書料助成（人）		18	18	18	18	18	18
紙おむつ支給（人）		4	4	4	4	4	4

第5節 サービス見込量確保のための方策

1 訪問系サービス

障がいのある人が安心して在宅生活を送れるよう、在宅でのホームヘルプの量と質の確保に努めます。事業者に対する的確な情報提供などにより、訪問系サービスへの参入を促進し、身近な地域で必要なサービスが提供できる体制の整備を進め、必要な供給量の確保を図ります。

これにより、重度の障がいのある人を含め、地域生活への移行を進めることができるよう、サービスの量と質の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

障がいのある人が安心して必要なサービスが受けられるよう、サービス提供体制を確保する必要があります。特別支援学校の卒業者や退院可能な精神障がいのある人たちの新規利用が見込まれるため、近隣市町と連携して、事業者の参入促進や地域社会資源の活用等を図り、必要なサービス量を確保するとともに、身近な地域において障がい福祉サービスが受けられるよう支援していきます。

3 居住系サービス

地域移行に伴う今後の利用者に応じた共同生活援助事業者の確保を図るため、的確な情報提供により民間事業者の参入を促進する必要があります。既存住宅をはじめとした地域の社会資源を活用するなど、近隣市町と連携して広域的な設置に努めます。また、就労支援や相談支援等地域生活の支援体制の構築を図るとともに、地域生活での課題を検証し、障がいのある人本人や保護者の意識の向上、また地域での理解促進を進めていきます。

4 相談支援サービス

利用者の状況に応じた適切なサービス利用計画の作成を円滑に行うために、相談支援専門員の養成・確保を図り、より身近で利用しやすい相談支援体制の整備を行います。

相談支援の機能強化のための研修の実施や秩父地域自立支援協議会の活用等を行い、町外事業所とも連携しながら、より総合的・専門的な相談支援の提供を目指します。

5 障がいのある子どもへの支援

教育、保育等の関係機関との連携を図り、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供するために必要な実施体制と見込量の確保に努めます。また、事業所等との連携を強化するとともに、1市4町（秩父市、長瀨町、横瀨町、皆野町、小鹿野町）の協力により、障がいのある子ども及びその家族が必要とするサービスの確保を図ります。

6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、相談支援事業をはじめ、移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービスなどの提供を行います。

移動支援事業、意思疎通支援事業のサービス量を確保するためには、サービスを提供するガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記者などの人材の確保を図ることが特に重要です。意思疎通については手話奉仕員養成研修事業により人材を育成していきます。サービスに必要な人材育成を支援するほか、効果的、効率的な運用やサービスの提供を図ります。

日常生活用具給付事業は、生活用具に関する製品情報、提供業者の最新情報の提供、福祉・医療関連製品などの情報入手及び情報提供を行い、対象品目の整備・充実に努めます。

地域活動支援センターは、創作的活動や生産活動の機会の提供、日中の生活の場の提供とともに日常生活の相談支援や地域交流の促進を図り、障がいのある人の社会復帰の拠点として推進します。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 計画の周知

障がいのある人もない人もともに暮らす共生社会の実現に向けて、障がいに関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。

本計画について、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、地域住民や障がいのある人への支援に関わる人々と共通理解を得ながら計画を推進します。

2 計画の推進体制の確立

長瀬町健康福祉推進委員会や地域自立支援協議会を中心として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等のそれぞれの役割を協議するなど、さらに連携を強化しながら本計画の推進体制の充実に努めます。

3 国・県・近隣市町村との連携

障がいのある人の多様化するニーズへの対応を図るため、基盤整備やマンパワーの確保等の課題解決に向けて、保健福祉圏域での広域対応や国・県との連携をさらに図ります。

4 サービス提供事業者等との連携

障がい福祉サービスを提供する事業者と連携を深め、総合的にサービスを提供する体制づくりを進めます。

また、障がいのある人たちだけでなく、高齢者や子どもなども含めた身近な地域における多様なニーズに応じていくため、「共生型サービス」の実現に向けて、事業所等への働きかけを図るとともに、サービスの実現に向けて連携を強化し、サービス基盤の強化を図ります。

5 障がいのある人の施策への参加

あらゆる機会を捉えて、障がいのある人や家族などのニーズや意見を把握し、施策に反映させていくことに努めるとともに、障がいのある人と行政が手を携えて障がいのある人への施策を推進します。

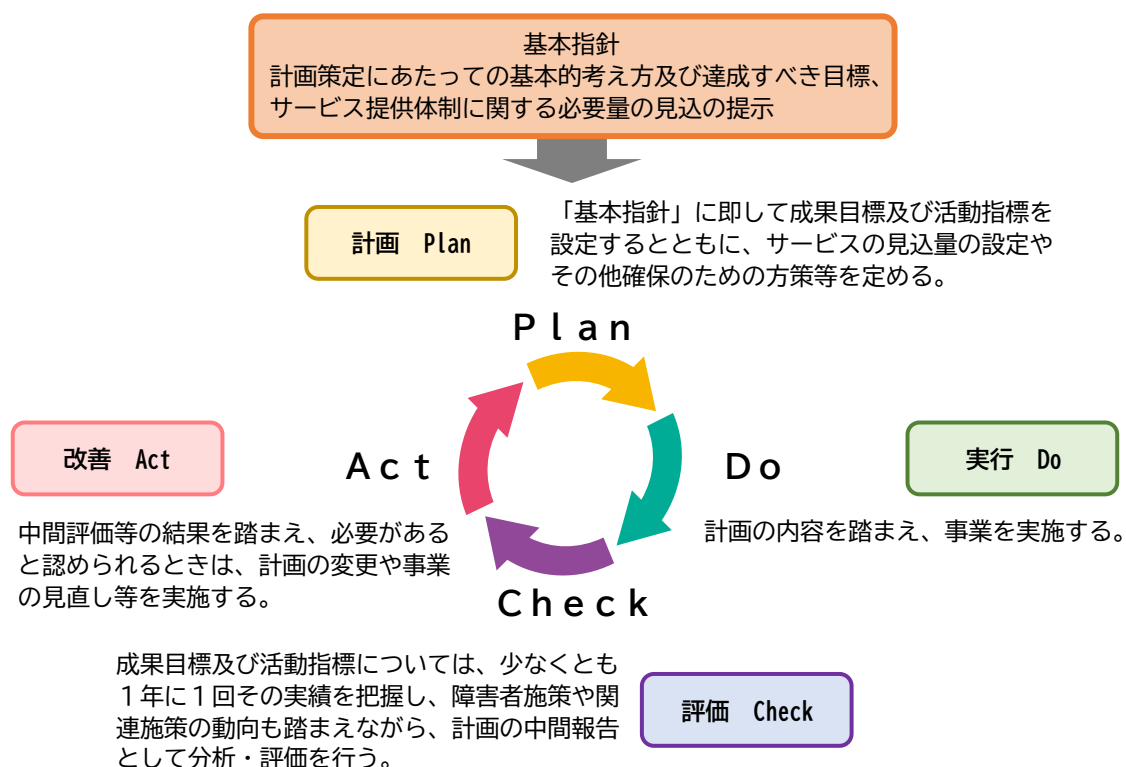
第2節 計画の進行管理と評価

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

PDCAサイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくものです。

本町では、PDCAサイクルに沿って事業を実施し、障がい福祉サービスにおける各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、年1回以上点検・評価を実施します。

■PDCA サイクルのプロセス



長瀬町障がい者計画・

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行：令和6年3月

編集：長瀬町役場 福祉介護課

〒369-1392

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 1035 番地 1

電話 0494-66-3111 (代表)

URL <https://www.town.nagatoro.saitama.jp/>